

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-156）、MOX燃料加工施設（1-160）」

2. 日時：令和4年8月23日（火） 13時30分～17時35分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安全審査官、清水係員

日本原燃株式会社 高松 理事

燃料製造事業部副事業部長（新規制基準） 他15名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー 他1名

東北電力株式会社 原子力部 原子力技術 副調査役

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年1

2月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

- ・ 令和4年6月30日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月15日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月20日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年7月22日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月2日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月9日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年8月10日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ご紹介しました。
0:00:03	藤規制庁清水です。それではただいまから二分ゲントの閉リングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった公認申請について、
0:00:15	資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	まずは規制庁側の出席者を紹介いたしますので本庁側の出席者について紹介をお願いします。はい。
0:00:26	本庁側タジリ効果、以上になります。
0:00:30	はい。その他規制庁側WEBからの参加がコサクナカガワシミズ、
0:00:38	以上になりますとそれでは日本原燃の方から出席者を紹介し、議題の構成を説明した上で、資料の説明を開始してください。
0:00:48	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:51	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:56	エビナ。
0:00:57	クボタ。
0:00:58	モリマツサイトウ。
0:01:01	ハタナカ。
0:01:03	サトウタカハシセガワ。
0:01:07	フジノシミズ。
0:01:09	イワタニ。
0:01:11	メトキ。
0:01:12	タナカ。
0:01:14	赤松イシハラ、ナカハマ、以上となります。
0:01:20	本日も確認いただきます資料でございますけれども、今現在画面共有させていただいてます。
0:01:26	外部障害のうち、
0:01:30	外部火災に関わる資料となります。
0:01:33	外貨 00-01。
0:01:37	以外竜巻の 34。
0:01:40	外貨 0804。
0:01:44	14
0:01:45	19
0:01:46	21
0:01:48	2
0:01:49	3

0:01:51		6
0:01:52		13
0:01:54		151617
0:01:58	以上の補足説明資料となります。	
0:02:01	それでは説明の方開始させていただきます。	
0:02:07	はい。日本原燃の瀬川でございます。	
0:02:10	外部火災の個別説明に入る前にですね、本日以降の再処理のですねこの各条 00 シリーズのですねご説明の仕方について、その方向性についてちょっと紹介をさせていただければと思います。	
0:02:26	お手元にですねこれまでの資料では、見なれないですね、外貨 0001 別添という資料がお手元にあるかと思います。先週金曜日に、	
0:02:39	追加で提出させていただいたものになります。	
0:02:43	こちらにつきましては、本日以降、これまでの間、溢水薬品等事前に前広に確認いただいている部分もございますけれども、	
0:02:54	本日以降説明していく拡充、各条 00 の資料、こちらの内容を審査いただくにあたってですね、できるだけ円滑に進めていけたらなということで、	
0:03:05	再処理施設等、MOX 施設の別紙 1 と 4。	
0:03:10	これを比較したものを、この別添という形で提出させていただいております。	
0:03:15	ちょっと条文によってその比較対象としての MOX 能資料のステータスってのは様々なんですけれども、基本的に 8 月 5 日の MOX の補正、	
0:03:26	小、これを左側に置いて、再処理の、今提出させていただいている各条 00 の内容を右に置いてその差分を説明するというような形で、資料を構成してございます。	
0:03:39	この比較表の活用なんですけれども、	
0:03:42	内容そのものはですね、各条 00 の資料を直接見ていただくことになるんですけれども、この比較表というのをですね、目次代わりに見ていただきまして、	
0:03:53	再処理と MOX の相違事項、これ確認いただきつつ、ヒアリングにおいてはですね、弊社から、その概要としてもコストの差異が生じてる部分について、	
0:04:04	その部分が再処理特有の事項になりますので、こういった部分を重点的に口頭で説明させていただきたいというふうに考えております。	

0:04:13	それを抛り所にですね、各条 00 の別紙に戻って、資料内容を見ながらですね、場合によっては補足説明資料の内容というの織り交ぜながらですね、
0:04:26	技術確認いただく形で進めていただきたい、進めさせていただければというふうに考えてございます。
0:04:32	衛藤本日
0:04:36	ご説明するですね各条 00 資料、こちらですねそれ、この資料を提出して以降ですね、8月8日の審査会合ですとか、あと8月17日のヒアリングで、
0:04:50	最初の第二グループ以降をですねまとめて申請するといった内容を紹介させていただいておりましたけれども、今日見ていただく外部火災もそうなんです、別紙 23 号こちらが
0:05:04	もともとの3回に分けて出すという前提のフォーマットになっております。こちらについてはですね、再度今日のヒアリングを踏まえた上でさらにMOXの方で進められているヒアリングの状況を反映した
0:05:18	各条 00 資料というの改めて提出させていただきますので、その際にはですね分割申請の部分についてもですね、適宜適正化を図って、
0:05:28	提出させていただこうと考えてございます。
0:05:31	では、今日の
0:05:34	資料の進め方についてお願いします。
0:05:41	はい。日本原燃の蝦名です。本日の説明の流れをまず説明させていただきます。
0:05:48	まずはですね再処理固有の部分としてですね前回6月26日、
0:05:54	26日にご説明させていただいております、外部火災のですね、うちの航空機墜落火災について、屋外の安重施設ですね、と、あとは竜巻防護ネット等の基本設計方針、及びそれらを
0:06:11	攻撃、墜落火災から守るための対策として来耐火被覆とかですねあとは遮熱板の基本設計方針等、
0:06:23	あと仕様表への展開につきましてご説明させていただきます。で、外来が00とですね、外竜巻、このうち、ここ、
0:06:33	阿蘇竜巻とはなっていますが、そのうち、火災に係る部分をご説明させていただきます。
0:06:40	予定です。
0:06:41	で、そのあとですね外来から00につきましては、今回は前回コメントいただいた内容の修正についてご説明させていただきます。

0:06:51	またですね遮熱板の板厚等についてですね、評価のインプット条件をですね、担保事項を整理して、したことによって見直しましたのでその点も説明させていただきます。
0:07:05	先ほど言いました通り、が、その里竜巻、34 で仕様表への転換について説明すると。
0:07:12	またですね概括同様につきましては、前回ですね、あの点ぷーの記載内容等、補足でですね重複してる部分があるということがあったのでそういった部分を再整理したので、
0:07:26	そこも概略は 00 説明の際には、その点を補足して説明させていただきます。
0:07:32	あとはですね技術的なコメントのあった外から 08 施設、施設選定ですね、あとは外貨 19、許容温度、あとは外貨 02、森林火災についてご説明させていただきます。
0:07:47	他にですねいっぱい今日のお題目にはなっているんですが補足説明資料ですね、こちらについてはまた体裁だとか、文言の修正は行ってるんですが、技術的なコメントはないというふうに認識してございますので、
0:08:03	詳細な説明は行わないんですが、コメント等あればですね、そちらについてご指摘いただければというふうに考えてございます。
0:08:12	はい、それでは中身の説明に入ります。
0:08:17	はい。日本原燃のモリマツです。
0:08:19	それでは概観 0001 の方をご説明させていただきます。
0:08:23	江藤、これについてはですねMOXとの横並びにつきましては別添の比較表で整理しておりますけども、冒頭瀬川から説明がありました通り、こちらについてはですねちょっとご参考いただければと思います。
0:08:36	で、これにつきましては今回、8月18日とかでも9通のヒアリングをちょっと行っていただいております、そちらの排煙等も行っていきますので、
0:08:46	随時、ちょっとこちらの方も追いかけておきますので、江藤適宜何かを気になる点がございましたら言っていただける。
0:08:55	だと思います。
0:08:57	それではですね、江藤蝦名から説明があった通りですね、代替えが0につきまして、航空機墜落火災ですね、再処理特有の部分が大きい部分につきましてご説明させていただきます。
0:09:07	まずは通し番号 33 ページ、基本設計方針の航空機墜落火災の部分についてご説明させていただきます。

0:09:15	前回コメントをいただいて、まず第1パラグラフと第2パラグラフのところですけども、前回コメントをいただいております、これ
0:09:26	建屋の中段の第1パラグラフの中段の建屋による方を、
0:09:32	の後にですね、または離隔距離というふうに書いていたんですけども、森林火災とかで使っている離隔距離、
0:09:39	要は固定費の離隔距離を定義しまして、そちらについて、意味合いが異なるならちょっと整理しなさいというふうにちょっとコメントいただいておりますので、その点、修正しております。
0:09:50	こちらはですね必要離隔距離をですね設工認にあたって必要離隔距離を評価して、施設の中で、
0:09:58	距離を使って、それに応じて防護するというところがございますので、
0:10:05	よくあの方もちょっといろいろ前回許可をないがしろに過ぎていないかというところはちょっとご指摘いただきましたので、許可をしっかりと読み込んでですね、
0:10:14	当該各からの離隔距離に応じた防という文言で、第2パラグラフに、屋外施設の防護方針を記載するという方向としております。
0:10:23	そしてですね、この第1パラグラフにさらにですね第3パラグラフのですね、熱影響により、外部火災防護対象施設の安全機能を損なう恐れがある場合には、
0:10:34	という記載が繋がっていて、ちょっとかなり読みにくいというふうに、いうコメントも受けておりますので、そちらの方は第3パラグラフで、切り分けております。
0:10:43	一応こちらの形で、防護方針という形は整理させて、第1第2第3パラグラフで、整理させていただいております。
0:10:50	で、建屋の設計方針の方かにつきましてはですね目算でヒアリングを受けていただいておりますけども、前回コメントがございましたのは、
0:11:00	建屋の中の施設について、影響がないことですね外壁が熱せられて館野市中瀬施設が影響がないことという観点を踏まえて、
0:11:10	許可の時にはですね、
0:11:15	DB外601のところですけども、温度上昇を考慮した場合に、という記載が追加書かれておまして、そちらの方がですね、前回書かれていませんでした。
0:11:26	そちらの方はですねMOXと合わせてですね修正しております。
0:11:29	で、次にですね、
0:11:34	通し番号34ページですけども、屋外の外部火災防護対象施設。

0:11:39	の方の記載になります。で、屋外の場合、外部火災防護対象施設につきましては、許可においてですね、主要部材である鋼材の強度が維持されている温度とか、
0:11:49	冷却水温度が最大運転温度以下とすることで安全機能を損なわない設計とするというのが、許可の方針としては記載されてます。で、今回設工認を議論するにあたって、遮熱板とかファンリングとかからのですね、
0:12:03	投入輻射の観点もございますので、ちょっとこちらはですね建屋と同様の記載をちょっと追加しまして、温度上昇を考慮した場合に、永瀬施設の温度上昇を考慮した場合においても、
0:12:16	屋外の外部火災防護対象施設の許容温度以下とすることで、という記載に直させていただいて、その二重輻射という観点も織り込んだ、基本設計方針と直しております。
0:12:27	次にですね。はい。波及、その次のパラグラフですけども、波及的影響をおよぼし得る施設については、前はですね構造が維持できる温度以下とするという方針しか示していなかったんですけども、
0:12:39	ここも結果を宮確認しまして、
0:12:42	種々動物である
0:12:45	学校等に耐火被覆、遮熱板の大会、棒を講ずることですね、構造が維持できる温度以下とするという宣言をちょっと入れております。
0:12:58	す。またですね、この辺は最後のパラグラフですけども、竜巻防護対策設備、
0:13:04	の方ですね、こちらは
0:13:06	許可となって、修正をしております。ここでちょっと一つ観点をちょっと追加してございまして、許可の時にですね竜巻防護対策設備の飛来物防護盤、
0:13:18	を設置する建屋内野瀬施設ですね、こちらの方に影響があるもの。
0:13:22	ていうものを説明するときに、金属製の飛来物防護盤について、建屋内の施設が影響受けるであろうということで、そういう説明をちょっと加えていたところ、
0:13:33	ちょっとその観点をですね、後半のというものをに入れてですね、わかるように記載させていただいております。
0:13:40	一応こちらの形で屋外施設と波及的影響施設、そして+飛来物5番から影響受ける建屋内の施設という形で、設計方針を記載させていただいております。
0:13:53	次にですね、35 ページ。

0:13:55	使用済み燃料キャスクの方ですけども、こちらはですね外部火災防護対象施設はちょっと異なりまして、建屋内のキャスクに対して、
0:14:05	影響がないことという要求ではなくては旧建屋自体が波及的破損がないこと。
0:14:12	ということが要求となりますので、外壁の温度を算出し、というふうな記載としております。
0:14:19	施設に対する防護対策は以上になります。その次のパラグラフからが耐火被覆、
0:14:26	または遮熱板の設計方針となります。
0:14:29	こちらにつきましては、前回、東端耐火被覆と遮熱板の使い分けの文言をしっかりと書きなさいというふうにコメントいただいておりますので、
0:14:39	耐火被覆を施行。
0:14:41	御所耐火被覆による防護対策を講じ、ということで基本的には耐火被覆による対策を講じると。耐火被覆施工的な駆動部等の部材に対して、遮熱板による
0:14:52	対策を講ずるという、設計方針と直しております。
0:14:56	で、
0:14:58	それからですね。
0:15:00	三つ下の耐火被覆に係る塗装はっていうところはちょっとこれコメントは出てなかったんですけども、前は、
0:15:07	全周方法の輻射を遮るように、
0:15:10	火災の直近となる、施設の部材はすべてをとというような繋がり書き方をしている全周方向の輻射を下げるようになっていのがどこまでかかるのかがちょっと読みづらいついていうところもありまして、
0:15:21	順番をなるべく直しております。
0:15:24	で、当然手法につきましてはちょっと社内で議論してる時に全周というのは、
0:15:30	周方向へに対して遮熱板を設置して高さで、複写が当たらないようにするというふうにちょっとそういうイメージで記載しているんですけども、全周というのは縦と横両方の数集をやるっていうようにも読めるんじゃないかっていうご指摘は、
0:15:44	なんです、それであれば司法とかすべてっていうような、
0:15:48	書き方になるので、周方向で良いんじゃないかということちょっと一応こういう形で記載しています。ちょっとここについてはですねちょっとね、感触もございますので、コメントございましたらお伝えいただければと思っております。

0:16:01	最後のパラグラフですね、遮熱板 2 つ。
0:16:04	は後半に耐火被覆を、にかかると塗装を施工し、という記載に、文書がですねもともと耐火被覆を施工できない駆動部等の部材に対して、
0:16:16	っていうふうな繋がりをしてたんですけどもその文章をですね上に持ってきたことでちょっとここの部分の文章を修正しております。
0:16:22	最後にまた、点検等の保守性を考慮し、これしか書いてなかったんですけども、それって何、どういうことですかっていうところがあったので、
0:16:32	のコメントを受けていましたので、取り外し可能な設計とするという記載を追加しております。
0:16:37	基本設計方針の説明については以上となります。
0:16:45	規制庁岡です。基本設計方針とかそういう区切りでやりますっすか。
0:16:51	そんな添付 2 入らせていただいてもよろしいでしょうか。はい。お願いします。点からは端的に、結構読み込んで前回からどう変わったかも、
0:17:02	確認してますのでポイントだけ絞ってお願いします。はい。
0:17:06	はい、わかりました。
0:17:07	それは添付書類の方に入らせていただきます。
0:17:10	添付書類 118 ページですね。
0:17:15	どうしてもですね 118 ページ。
0:17:21	はい。
0:17:26	衛藤。
0:17:28	ウェブ書類のですね今日、基本方針の方ですね、の、118 ページからが航空機墜落火災の添付となっております。構成としてはですね、通し番号 119 ページ。
0:17:41	とかからですね。衛藤。
0:17:43	最後のパラグラフに記載するようにですね、屋外施設を許容温度以下とするっていうのをまず書いてます。
0:17:51	で、その上でですね耐火被覆、または遮熱板を設置することによって、安全機能を損なわない設計とするというふうな形で、まず
0:18:01	耐火被覆とかを設計、設置して、遮熱板を設置して、影響がないっていうような形の節、まず文章を作っています。
0:18:11	これを受けてですね、通し番号 214 ページ。
0:18:19	こちら評価方針になるんですけども、
0:18:22	評価方針の方は、火衛藤、

0:18:25	Fのその屋外の外部火災防護体制の温度の算出方法、これの二つ目のパラグラフのところで書いてる通り、必要離隔距離に基づき、耐火被覆を施工することとして、
0:18:39	と離隔距離でもやれば温度評価はいらないというものになりますので、温度評価を大気温度評価の対象としないというふうな形で、受ける形に直しております。
0:18:48	衛藤。
0:18:52	基本的にはですね、もう耐火被覆で対応するものについてはもう評価の評価式とかをせないような形、評価式とかっていうかちょっとそ、
0:19:03	これについては耐火被覆を施工するというような記載をしていたんですけどもそちらについては省いております。
0:19:09	衛藤津次にですね、比木評価式としてはですね、ちょっと書き足りてない部分もございましたので、そちらについては補充さ、拡充させていただいております。
0:19:21	で、最後にですね、仕様表との関連につきまして、ご説明させていただきます。こちら評価結果の方になるんですけども、通し番号100、
0:19:32	すいません311ページ。
0:19:38	こちらの社員さん設置する減速機の記載になりますけども、
0:19:42	裁判につきましては、前回はですね、前回の板厚は交渉中の6mmです。ですね、当社切断盤の密度と比熱につきましては鋼材の中で厳しい評価となるS35C、
0:19:56	という鋼材の仕様で記載していたんですけども、こちらは担保すべき内容ですね、を整理した結果ですね、ちょっとしっかりとですね、現地の仕様に合わせてですね、
0:20:09	最小板厚と、遮熱板の不在の密度、比熱に直しております。
0:20:15	一応そういった形でですね公称値の6mmではなくて、田井田井遮熱板のですね、
0:20:23	公称値につく少し余裕を見てですね五味という形で修正しております。
0:20:29	またちょっと書き足りなかった塩満藤。
0:20:34	評価、防災、パラメーターの説明につきましては追加させていただいております。
0:20:42	あとですね、ちょっとこちらでさらにちょっともう少し説明しておかなきゃいけないのは、減速機とかにつきまして、これまで補足説明資料で
0:20:53	■■■■■
0:20:55	失礼しましたこちらちょっとマスキング状況です。
0:20:58	衛藤。

0:21:02	原則等の素材につきまして、
0:21:05	ちょっとこれまで説明していた内容と異なる商材を使っておりましてので、厳しくなるように評価するためにちょっと違うものを使っていたんですけども、
0:21:14	そちらの方ですね適切化しておりますので、よろしくお願いたし、コメント等ございましたら、よろしくお願いたします。
0:21:26	除外が 04 についても簡単にご説明しようかと思うんですけど、いかがいたしましょうか。はい。田力ましょうか。はい。00-01 円の展開等があると思いますので、
0:21:38	その辺、少し軽く端的にお願いします。
0:21:43	はい。
0:21:44	それでは外貨 04 の内容、修正内容について簡単とその件、
0:21:51	テープへの展開ですね、ちょっと簡単にご説明させていただいておりました。
0:21:56	当間ちょっと大学生の 4 はちょっと開かずにそのまま簡単に説明させていただくんですけども、外来から 04。
0:22:02	につきましては、本文評価方法及び
0:22:07	結果を記載している別紙については、添付との整理をちょっと行っております。まず別添につきましては基本的に補足が必要な内容のため、
0:22:18	外観 04 の中で、しっかり説明することにして、
0:22:23	誤記とか文章修正とか行っているんですけども、前回から変えておりません。あとはですね、外径が 04 の中、中の本文と、
0:22:32	別紙につきましてはですね、本文につきましてはまず添付で示しています通り、基本的な考え方とか、対象機器の選定、
0:22:44	設計方針ですね、といったところにつきまして、記載の重複があるところについては、
0:22:51	記載を見直しております。
0:22:53	そして別紙につきましては、これまでの評価方法と評価結果を記載しているんですが、こちらの方につきましては評価方法評価結果っていうものは、添付でしっかり説明することが、形に直します。
0:23:05	したので、削除しております。
0:23:08	添付と別紙 4 の佐瀬添付とですね外観 04 の
0:23:13	整理の結果については、簡単ではございますが、以上となります。
0:23:20	はい。規制庁岡です。じゃあ、ちょっと今までのところで少し今まで説明なかった項目も少し、
0:23:26	確認させていただきたいと思います。まず 00-01 なんですが、

0:23:31	34 ページ目。
0:23:40	今回ちょっと変えたところだと思うんですが一番最後の段落の、先ほどちょっとあった飛来物 5 番。
0:23:51	の、
0:23:52	影響ということで、ここの文章がちょっと、
0:23:56	結局何を考慮してるのかわからないようなところに今なってしまっていて、
0:24:02	結局はその二次複写、
0:24:05	に注目したっていうことを少しグローバルに変え、まとめたっていう理解なんですけど、そういう理解でよろしいですよ。
0:24:13	はい。まずはその通りでは問題ございません。
0:24:16	この熱影響の、
0:24:18	ところがそういうところを、
0:24:21	あらわしてないんじゃないかなと思うので、
0:24:25	どういうことが、
0:24:27	考慮されているかどういふことに配慮して、こういう、
0:24:31	現象を見なきゃいけないのか、っていうことを、
0:24:35	わかる、もう少し文章を整理していただきたいんですが、一つありましたでしょう。
0:24:42	20 複写を受けた際に、どういう影響があるかっていうところも、
0:24:48	含めて記載する、そういう考え方でよろしいでしょうか。はい。区長岡安そうですね、まず西副主査を
0:24:55	気にしているっていうことがわかるように、それだけでも大分わかるんじゃないかなと思うんですが。
0:25:01	今の書き方だと、結局、飛来物ボール盤からなんの、
0:25:07	印象で、
0:25:10	外部火災防護の折半対象施設が、
0:25:13	影響ありそうだなっていうことがちょっと曖昧になってしまっているの
0:25:22	で、
0:25:22	まずは二次複写っていうところをしっかりと、懸念があるっていうことをしっかりと説明していただくのがいいんじゃないかなと思うんですがいかがでしょう。
0:25:29	かしこまりました。前段の文章からですね 29 社については温度上昇を考慮した場合にもというふうな形で記載のトーンを合わせて言いますので、その物をちょっと入れるような形に、
0:25:40	したいと思います。

0:25:42	成長からさ。
0:25:43	よろしくお願いします
0:25:44	35 ページ目からのタナカーンところはかなり整理されて、仕様表との組み合わせも含めわかりやすくなったと思います。
0:25:55	ちょっと、とですね。
0:25:57	35 ページ目の 2 段落目のところで、
0:26:06	を、
0:26:10	下から 2 段落目のところで、数、
0:26:14	最後直近となる施設の部材はすべてをっていうふうに、今回、
0:26:19	変えてきていて、こう書いてしまうと、施設の部材、直近となる施設の部材と読めてしまうので、
0:26:30	そうではないですかね直近の数 2 がすべてだと思しますので、ちょっとここは、
0:26:35	誤認を妨げるため、誤認を防止するために少し検討いただいた方がいいんじゃないかなと思いますが、伝わりましたでしょうか。
0:26:45	はい。この読み方をすると直近に来る施設全部の部材が適用されるということですね。確かにそう読めますのでちょっとここはですね、読めるように直します。
0:26:56	はい。規制庁岡です。
0:26:59	次の段落ですが、強度点検等の不正っていうところで、取り外し可能な追加されたんですけど、
0:27:06	前は
0:27:08	添付とか補足でも全然
0:27:12	書いてなかったのどういことですかというふうに聞いたと。
0:27:15	ところではあったんですが、
0:27:17	まず点検というのは点検修理検査の 1 例として点検等にしたりというのはわかったんですが、取り外し可能っていうふうに、その対策を限定をかけてしま基本設計方針の方で、
0:27:30	現在かけてしまうというのは、
0:27:32	まずは大丈夫なんでしょうか。
0:27:47	日本原燃のモリマツです。ちょっと今、こちら社内でも議論しましたが、確かにちょっとこの限定をつけるのは望ましくないとございます。思いますので、ちょっとこちらの文言は削除するような形で対応させていただきたいと思います。
0:28:00	はい。添付で、その取り扱い可能し、可能な、

0:28:03	とかは読めるように直します。はい、規制庁です。多分、いろいろあってですねとりあえずしかNoってだけ書くのはあんま良くないのかなという、というのが1点とあと、
0:28:15	外貨04で、今までこの遮熱板については、遮熱板の点検で、朝に遮熱板
0:28:25	の
0:28:26	中にある原動機とか減速機の点検が可能な構造とするために取り外しが可能となるというような説明があって、そういうところとの整合で取り外し可能っていう意味もあるのかなと思いましたので、
0:28:39	そういう点も含め、添付で、
0:28:43	本文に何か添付でな、どこまで書くかっていうことを、少し再整理いただければと思いますがいかがですか。
0:28:51	はい。日本原燃のモリマツです。今の観点も踏まえてですね基本的には多分、基本設計方針で縛りはつけないようにして、添付の方で、わかるように、直したいと思います。
0:29:02	はい。規制庁岡です。同じ。
0:29:04	39ページ名のちょっと、
0:29:08	ばい煙のところ、
0:29:10	なんです、
0:29:14	39ページの一段落目、すみません。はい。大川さん、ちょっと今の点で教えて欲しいんですけど古作です。
0:29:25	今の35ページですね
0:29:30	起伏等遮熱板の節、基本設計方針になってて、
0:29:37	被覆の方の税収方向の輻射を遮るっていうと、遮熱板の全周方向の輻射を遮るってというのは、
0:29:45	意味として同じなんですかね。
0:29:50	はい。日本原燃のモリマツです。意味合いとしては一緒だと考えてます。柱とかについても、柱があったとしたら、周方向にまず塗りますので、上面が輻射を受ける場合は上面戻ります。
0:30:06	あ、ごめんなさい。それがよくわからなくて、
0:30:14	す。
0:30:18	そうそうだなあ。
0:30:21	遮熱板は防護スルー、先ほどの原動機だったりなんだったというところの、
0:30:28	税収に渡って設置しますって意味ですよ。
0:30:32	はい。

0:30:34	被覆の方は部材に対して全周、
0:30:38	ということですよ。
0:30:39	はい。
0:30:40	その部材というのと、原動機っていうのはどう、同列のものになるんですか。
0:30:49	そうご指摘されると少し難しいですね部材っていうものをちょっと一つ、その空間に浮かべたときに、例えば柱みたいなものを考えてみます。
0:31:00	このときのもの、減速機の空間に考えた場合、同じように周方向から輻射が受けないようになれと。
0:31:10	周方向もちろん輻射を遮るようになっていうか、作る。
0:31:16	置いていますので、
0:31:18	例えば頭が輻射が当たるんだしたらそこが遮られる耐火被覆を練らなければならぬという言葉になると思ってます。
0:31:26	少々お待ちください。
0:31:36	あ、
0:31:38	日本原電モリマツです。ちょっと今、その図、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、減速機っていうその様々な部材から構成されてる減速機みたいなものと、
0:31:50	1単位で部材を見る場合とを同列に考えるものかという、そういう方の確認でしょうか。
0:31:57	規制庁コサクですけど、単純に一番下の段落とその上の段落で、税収方向の9社を遮るように施工と。
0:32:08	施工した設置ですけど、
0:32:11	用語が似ていて、
0:32:13	同じなのかなっていうのをものとして大分イメージが違うのに、何でこんなに一緒なんだろうっていう素朴な疑問だったんですね。
0:32:26	部材とその原動機なりっていうのが
0:32:29	同じ位置付けだということであれば表現も変え、
0:32:34	必要もないしってことなのかなあと思いつつ、
0:32:38	遮熱板の方には守るべきものっていうのはあんまり書いてなくて上は部材というので明示的に書いてあって、
0:32:47	なんですけど。
0:32:51	日本原燃の海老名です。

0:32:55	何ですかね、部材、すいません。遮熱板の方では、守るものっていうのは例えば減速機であったり、そういうふうな耐火塗装を被覆できないようなものを、
0:33:10	持ってます。なので、ちょっとイメージがおかしいかもしれませんが、柱、
0:33:18	みそとするものが、
0:33:22	何ですかね、遮熱板で守ってるものという意味で言うと、それをある断面で切ったときに、火炎の方向から関係なく、全周を塗るという意味では、
0:33:35	同じようなイメージかなというふうに考えてございます。ちょっと伝わったかどうかわかりませんが、以上となります。
0:33:43	すいません、日本原燃の瀬川ですけれども間違ってたら原燃の中から、画面に入ってください。
0:33:49	外来が 04 の資料。
0:33:53	をちょっとご覧になっていただきたいんですけど、9 ページ。
0:33:57	代替が 04-9 ページですね。
0:34:07	おそらくコサクさんが一指摘された 35 ページの基本設計方針は遮熱板がその防護対象としてターゲットが記載されてないとかそういったところ、ちょっと適正化しなきゃいけないような、
0:34:19	印象を受けてるんですが、この全周と言っている塗装とか。板野ですね全周と言ってる部分の差というのを 9 ページが大体概略示してるかなと思ってますが部材になりますね。
0:34:34	実際まず全周方向と言った時にはもう上下左右、360 度塗るようなイメージ等が部材に対する塗装の全周という表現。
0:34:45	今回遮熱板がターゲットとして原動機ですね、こいつを全周方向を囲って守りますと言ってるのが、右側の癒し見ていただくと、
0:34:55	いただくのが一番わかりやすいかなと思ってます。
0:35:01	種全周方向と言いながらですね、何て言いましょう、側面、側面だけを、全周方向なんですね、上面とした面は、全周と言えば上も下も入るんじゃないのっていうのは社内でも議論してるんですけども、
0:35:14	この場合はですね上も下めもですね、火炎を直接除かない。
0:35:19	位置関係にあるということで、
0:35:22	この原動機に限って言えばですね、側面方向、横方向の全修、そんな整理になってます。以上です。
0:35:31	はい。古作です。このイメージを理解をしていて、これをうまく表現できてるのだからってというのがちょっとわかりにくかったと。

0:35:42	ですね、瀬川さん言われたように、まずこのページの一番、00の35ページの一番下の段落は、
0:35:51	その何に対してっていうところが書いてないということだと思います。それで言うと、
0:36:02	下から4、
0:36:04	段落でいうとちょっとあれですね、上から二つ目のため、
0:36:07	ここに今回、青字で、施工できない駆動部等の部材という言葉が書かれてますので、そのことだと。
0:36:16	いうのを、
0:36:19	ここで遮熱板というのを出してるので、
0:36:22	重複させる必要はないということかもしれませんけど、
0:36:26	下から2段、2段目の段落食うの文書構造と合わせるという関係だと書いていただいた方がいいかなと。
0:36:34	いうふうにまず思うのと、
0:36:36	その上で今言われたその上下ではなくて側面だということであれば、ここはそういうふうに書いてある。
0:36:45	おいたほうがいいのかっていう気もしますけどいかがでしょうか。補加納針とかの、
0:36:53	そ税込と言われればですね、軸があるものなので、
0:36:56	確かに側面だってわかるよねっていう気はするんですけど。
0:37:00	陥らだとちょっとそこもわからないのでっていう気がしますが、いかがですか。
0:37:07	はい。日本原燃のモリマツです。まず、対象を明確にした上で、
0:37:13	うん、全周方向ですね、ちょっとそ、
0:37:17	側面のという形ですかね、という形で記載をちょっと、ここは毎回ちょっと議論にはなるので、
0:37:25	もうちょっと斜面はかなり苦労はしてて、なかなか書き表し方が難しいですね。はい。というところで側面のいうところをちょっとよくわかるように、記載させていただきます。
0:37:36	はい。はい、藤ですよろしくお願ひ。よろしくお願ひします。大川さん、その点で何かいうことが1オオオカです。
0:37:43	遮熱板の設計について、この側面以外のもの、
0:37:48	側面以外までカバーするようなものって、次回を含めてて、
0:37:53	来るんでしょ。
0:37:56	基本的には出てきていません。ちょっとここ、少しソートして説明しておく等、ちょっと順番がごめんなさい僕悪かったかなと思ってて。

0:38:07	輻射抑えるように全周方向になります。だから、上から輻射を受ける場合は、
0:38:14	上本します。
0:38:17	そういうものがあれば、今のところ冷却塔に対して横で燃えていて、横判横と高さですね、周方向で囲ってやって高さでカバーしてやれば、輻射がかからないので、そういう形で書いてるんですけど、ちょっと順番が悪くてですね全周方法の輻射を遮るようになって書いてあるから、
0:38:34	何か全部やるのかどっちなんだっていう話にはなってると思ってるので、
0:38:38	そこはちょっと適正化します。
0:38:41	規制庁コサクです。今言われた順番の物変更は非常に、
0:38:46	わかりやすくていいですね。
0:38:50	はい。規制庁加賀です。私も、だから結局、輻射が遮られるようになっていうことを表現したいことであって、全周行っていく言葉にこだわらないのであれば、
0:39:00	その複写がしっかり遮られるっていうところに重点を置いて、修文いただくのがいいんじゃないかなと思いました。
0:39:07	加川さん。
0:39:09	はい。日本原燃の森本です。ありがとうございます。
0:39:13	はい、辻岡です。この件はまた検討いただいて、次のハイバンを確認させていただきます。
0:39:21	次、
0:39:23	もしこの件よろしければ 39 ページ目のところ、
0:39:27	少しMOX側でも、二次的影響のところ、負債が結構売れてたところがあって、今回少し見、
0:39:36	再処理側との比較とか整備とかD少し気になったところがありまして、
0:39:41	39 ページ目の中央制御室のところなんですが、
0:39:46	まずここ全部黄色ハッチングされてるんですが、
0:39:52	図書、実用炉の発電炉の方は対象してくれないですよ。
0:40:03	あごめんなさい、日本原燃のモリマツです。発電炉の方につきましては中央制御室ですね、右に書いてある通り室内に滞在する日、人員の環境劣化を防止するために、
0:40:15	ですねばい煙、
0:40:17	信用防止するとともに、閉回路運転をしますっていうところが対象物になってます。で、左能勢再処理の方につきましては制御室関連のものを並べています。

0:40:29	中央制御室とあと使用済み燃料受け入れ貯槽、受け入れ施設及び貯蔵施設の制御室。
0:40:37	こちらをと書いていて同じようにダンパを止めてっていう形になるので、右と左1本、土岐ハッチングしていると。
0:40:44	メモになってます、規制庁カリスマ対応しているということで全部黄色にしているということで承知しました。ちょっと何かフィルターの話とかボリューム感がちょっと違うなという。
0:40:55	古藤だったところではあるんですが意図した、
0:40:59	同じだということで理解しました。で、
0:41:05	その上ですね、まずちょっと1段のため少しことバーが、
0:41:12	読みづらくて設置するフィルターを設置することでとか、少しくどいような表現があるのでそういうところは適宜、
0:41:19	見直していただくのと、
0:41:21	2段落目の、
0:41:23	中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の影響を考慮して、居住性を損なわない設計とするというこの部分が、
0:41:33	許可時の整理資料なんか見ると、手順運用関係措置に、
0:41:38	で対応していて、これはどういう、この設工認フェーズの設計なのかってところが気になったんですが、
0:41:46	どういう意図でこれ書いてましたでしょうか。
0:41:53	はい。日本原燃のモリマツです。
0:41:55	そうですね。設計配慮の運用になるので、確かにこれは運用の方にちょっと流さなきゃいけないですね。ちょっとちょっと注文してる時には、中央制御室のまず、
0:42:09	ペイル運転をしますっていう話があってそれの上で
0:42:13	二酸化炭素濃度とかを測らないといけないですねっていう設計もありますよねっていうので書いていました。で、ちょっと運用の方に、そうですねちょっと書かなきゃいけないのをちょっと失念していたという形になるんですかね、ということで、
0:42:25	ちょっとそちらの方には、二酸化炭素濃度の、
0:42:29	運用についてはかけていなかったという状態になってますのでちょっと適正化します。清調査役はそういうことでしたら承知しました。
0:42:38	よくある話というか、許可の時も何度も聞いてきた話ではあるかと思うんですが、3段落目の制御室、日吉峰両系列貯蔵施設の制御室には、
0:42:51	2段落目の酸素濃度や二酸化炭素濃度の配慮っていうのは、かかってないという理解でよろしいんでしょうか。

0:43:00	はい。日本原燃のモリマツです。使用済み燃料受け入れ施設の貯蔵施設の制御室につきましては、できる限り運転員がとどまる設計としています。で、止まれないような状態になる場合には、退避して、対応することになりますので、こちらにつきましては
0:43:17	二酸化炭素の増とかを図りつつ、
0:43:20	残らなければならないっていうような場所ではございませんので、そこにはかかっておりません。はい、規制庁で承知しました。
0:43:29	3番目の必要に応じてとか、結構そのちょっと曖昧な表現があるんですがこういうのって、
0:43:36	下部規定とかではしっかり、どういう状況で、こういうふうに判断しますというような判断基準のようなものは整備されているのでしょうか。
0:43:59	はい。衛藤音程を定めてから運用規定を定めに行きますのでちょっと現状、ちょっとまだ、細かい整理のいう規定があるわけではございませんが、ところについてちょっと必要に応じてというところについてはもう少し具体化して運用を考えていきたいと思っております。
0:44:15	はい。規制庁宗です。設工認の基本
0:44:17	方針としては、
0:44:19	この、これでいいんですけど、今後ちゃんと運用していく時にしっかり手順として、ちゃんと措置できるように、
0:44:26	そういうところろは少し気にしておいていただければと思いますので、
0:44:31	よろしくお願いします。
0:44:40	かしこまりました。はい、規制庁です。別紙4なんですが、添付書類の方に移りまして、まず再処理として96ページ目、その構成のところで、
0:44:52	別紙4-3のタイトルに設計方針が入ってないんですが、ここはMOXと一緒に、同じように、MOXでの設計方針及び評価方針というふうに、
0:45:03	していたと思うんですが、最初にそういう認識だったんですか。
0:45:08	それでよろしいですよ。
0:45:12	日本原燃のモリマツです。別紙4-3の下にあるタイトルの話ですね。ごめんなさい。こちら誤記です。江藤及びです。及びせ、設計方針及び評価方針です。
0:45:26	すいません当部塩野さん自体は直したんですけど、パワーポイントは直せなかったです。申しません。
0:45:32	はい。室長補佐さん、結構これ一のだが、ほぼこの資料だけでも補足説明資料の方も全体的に、

0:45:39	この範囲が漏れていると思いますので、ちょっとそこを注意して、
0:45:44	次のフェーズでは、
0:45:47	タイトルをしっかりしていただければと思いますのでお願いします。
0:45:51	表現モリマツ少ししました。
0:45:53	4-1 からなんですがまず 117 ページ目。
0:46:00	に、
0:46:01	下から 2、2 段、下から 2 段落目のまた開きのところで、今回、
0:46:09	第 1 項つばさ止め学校の設計と評価のことを少し聞き追加されているんですがこの評価においてはこの設計を考慮せずのところは、
0:46:20	こういう場合はできるだけ理由を書いてくださいね。
0:46:25	結局は、大坪加納県の中小施設等と同じ方法で評価するんですがこの設計と評価で、
0:46:32	異なるっていうこの理由は何か準備されてますでしょうか。
0:46:39	はい。日本原燃のモリマツです。まず M A C C S の方でボックスガストレーラー庫については高圧はガス保安法に基づいて上方向に
0:46:49	開放する構造としているってというのは設計担当として使っています。で、再処理側につきましてはこの設計を考慮せずに評価するという方法になってまして、江藤、その点でちょっと設計はしているんですけども、評価は、
0:47:04	他の危険物と取り扱いを変えずに評価しますっていう記載になっております。はい、規制庁さんですねそうそういう記載をしたい場合はなんでそれでいいのかっていう理由を、
0:47:16	追記していただきたいんですが。
0:47:19	いかがですか。
0:47:30	管理本部の蝦名です。すいません。例えば、保守的に評価するために、評価においては、みたいな形で
0:47:41	理由を書くという、はい。イメージでよろしいでしょうか。そうです。ここは一般的に保守的、保守性が生まれると思うんですが
0:47:50	理由なく、結構表設計と評価を変えているっていう部分が、この情報だけじゃないんですが、いろんなところであってですね、そういうところは少しそういう
0:48:00	なんでそれでいいのかっていうところまで踏み込んで、
0:48:04	記載しておいた方が、こうやってヒアリング等で確認する必要はありませんで、少し今後の確認等でもそういうところ、ちゃんと足りてるかなという観点で、
0:48:14	見ていただければなと思います。コメントしております。

0:48:19	でしょうか。
0:48:22	はい。日本原燃のモリマツです。確かに外部火災でも何か他のところでも、例えば離隔距離があるところを例えば形態係数 1 にしたりとか、そういったところもあったりするので、
0:48:32	そういうところも含めてですね、例えば保守的に評価するためにこういうことをするとか、そういった形で補足するようにいたします。
0:48:41	はい、規制庁です。よろしくお願ひします。で、141 ページ目で違うのに、
0:48:47	なんですが、
0:48:54	ここはですね、(4) の 3 段落目、
0:48:58	N o。
0:49:04	河野コンクリート製の飛来物防護盤の話をしていて、まず、
0:49:10	建屋に評価する。
0:49:12	例えば評価に包絡されるっていうのは、これはどういう意味でしょうか。
0:49:18	はい。飛来物防犯につきましては、コンクリート製のものにつきましては、何センチだとか 40 センチ、30 センチくらいちょっと生活じゃあれですけども、
0:49:31	一定程度の厚さを持った
0:49:36	板厚になってます。で、コンクリート脳その中に熱が浸透していくという評価につきましては、建屋の評価でやっております、それが 17 センチまでだったら、
0:49:48	中に熱は入らないでしょうと、5 センチまでが 200-9 を超えるでしょうということがございしますので、そちらをちょっと意図して記載しています。
0:49:58	ちょっとこの繋がりが悪かったという、小、国立学火災にいきなり落として考えてるのでちょっと読み取りにくかったとは思いますがちょっとそこは直さなければならぬかなと思ひました。
0:50:10	はい規制庁かですそういう伊藤で、
0:50:15	コンクリートの適切な厚さがあることが前提で書かれるものなので、まずその適切な厚さをちゃんと持っていますということを、
0:50:25	示してその上で、
0:50:28	論じればいいのかなと、ちゃんと包絡性崩落するっていう場合のその理由をしっかりと書いていただければと思ひます。
0:50:36	続きの 142 ページ目に続くところでここが、
0:50:40	今までちょっと確認してこなかったというか初めて、

0:50:46	見るような結果なんですけど、許可の時なんか全部、第2非常用ディーゼル発電機だけだったんですけど、ここは再検討した結果試設計を見直したとそういうそういう感じなんですか。
0:51:01	4名のモリマツです。そうですね許可の資料を見直していった時に金属製の飛来物防護盤が設置される。
0:51:10	ものについては、中の建屋内にも影響があるでしょうということちょっとそういった思想があるものだというふうになんて受け取りました。衛藤。
0:51:20	そ、そういったものを確認したときに、
0:51:23	他のところでも後半の飛来物5番許可のときにはちょっとまだ設計が決まっていなくて、多分外れたものだと思うんですけどもそちらのものがございまして、それについては、追加をしています。
0:51:35	はい、規制庁です。今回見直したというか設計が進んで、こういうものもどんどん抽出されるようになって、ここに出てきたということで、
0:51:45	理解しました。ちなみにその辺の説明は、
0:51:48	外貨では808でやる。
0:51:52	書いてましたが、館町の方なんかでも、ちゃんとフォローはしているんでしょうか。
0:52:00	飛来物防護盤を設置する建屋みたいな形で飛来物防護説明、
0:52:06	は加えておりますのでそちらの詳細に書かれていると思ってます。ちょっと素材まで記載してたかはちょっと田崎の方にも確認します。とりあえず、5番がどれに設置されてるかっていうところまで詳しくは、
0:52:17	立場の方が確認しやすい資料になってると思ってます。はい、規制庁数わかりました。
0:52:24	別紙4-3の150ページ目。
0:52:38	その設計方針を結構端的につらつらと列記しているところでMOXの時もちょっと読みづらさはあったんですけど、再処理の方は特にですね、
0:52:50	それぞれ、
0:52:53	対象がいろいろあるのでその対象ごとにしっかり書き、
0:52:57	くださなきゃいけないという。
0:52:59	ところもあって少し淡白だと読みづらくなったりしてくるなというところで、少し気をつけていただきたいんですが151ページ目の、例えば一番下の、
0:53:10	安楽なんかは、
0:53:12	これキャスクを収納する建屋は、
0:53:16	危険輻射強度を下回る離隔距離を確保し、

0:53:21	他、今日、
0:53:24	今日のと、距離を、
0:53:26	企画していた李です。
0:53:34	うん。前のページの150ページ目の、
0:53:38	(1)の森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においてもって いう、
0:53:44	ところが、建屋は建屋による言語によりというふうに
0:53:49	建屋を建屋で防護するみたいな書き方になっていたりですね。
0:53:53	ちょっとここはしっかり、ちゃんともう、
0:53:55	まず、意味が通じるように、検討していただきたいと思うんですが、
0:54:02	いかがですか。
0:54:06	はい。日本原燃のモリマツです。
0:54:08	そうですねちょっとこちらのところですね、まず建屋のところにつきま しては、衛藤。
0:54:13	修文を考えたいと思います。処分済み燃料キャスクとかそういうちょっ とここだけではないと思うんですけども、言葉を抜いていくときに、ち よっと前は距離、その基本設計
0:54:26	基本方針の方では距離があってそれと比較して離隔距離をとりますみた いな文章が読み取れるところを抜いた抜いてしまって読み取れなくなっ たところについては、
0:54:36	ちょっと再度見直してですね、全部全体的にちょっと見て行って、そう いったところがないかというのは確認して、修正していきたいと思いま す。はい。超過です。小浦編MOXの方もちょっと抜き取り方が少し、
0:54:53	微妙だったんですが対象物がちゃんとわかるっていうこともあって意味 は通じていたんですが、ちょっとそこに完全に従ってしまうと。
0:55:01	今までお話してて何を、何かに比較してんだっけってというような表現が 結構たくさんあったので、ちょっと再検討いただきたいということでコ メントしています。よろしく申し上げます。
0:55:13	あと169ページ目。
0:55:19	の、
0:55:22	(6)。
0:55:24	再処理施設の危険物貯蔵施設等を今回整理されているんですが、
0:55:31	ここわあっとAとBが説明、あれから新河岸説明デービーがない、内容 物栗の内容物みたいにちょっと、
0:55:39	いろんな観点で何か、
0:55:41	書かれていて、

0:55:43	少し整理した方がいいかなと新しい他の。
0:55:48	当省でも全部説明で書いてあるのでまず説明の前提として、内容物が同じであれば、これらの内容物はっていうふうにまとめて書いたり、
0:56:00	少し、
0:56:02	ちゃんと等もあわせて、構造を合わせて、
0:56:05	記載していただければと思います。相川です。はい。
0:56:09	はい。宮野モリマツです。確かにちょっと気づいてみせんでしたが、これは途中から何か書き方が変わっちゃってる形になるので、そこはちょっと修正させていただきます多分説明で並べてい。
0:56:20	言っているので、説明並べるというような形に直したいと思います。はい、規制庁お話お願いします。
0:56:26	あと、ちょっと今回いろいろ計算方法がまた追加されて一つ一つ見ては言っていたんですが、
0:56:35	いくつかあるんですがまず 217 ページ目の、
0:56:43	中段にある式 5.350 っていう
0:56:47	のは、輻射は、温度さあ、
0:56:51	になってなくて片面だけだからこれ、結局、絶対いろいろからの輻射強度っていうような、
0:56:58	式になってるんですがなぜ恒例でいいのかなというところが結局わからなかったんですが、
0:57:05	説明いただけますでしょうか。
0:57:08	はい。日本原燃のモリマツです。こちらにつきましては評価式としてはですね、
0:57:14	まず、輻射を出す方が、法の温度、
0:57:19	輻射を受ける側の温度、その温度差で輻射を受けるような形になるんですけども、そ、まず原則、5 歳ファンリングですね。
0:57:29	の方につきましては、下でなお書きで記載していますけども、17、What パー平米の放熱量を考えてます。この中には、輻射放熱が含まれています。
0:57:42	そこを考慮すると 17 を使うときに、そのファンリングカーからの輻射ですね、それに対してファングレード側からの、
0:57:52	放射を計上してしまうとダブル計上になってしまいます。ファンディング側の放熱がダブル計上になってしまうので、そこを無視する評価としています。
0:58:05	はい、規制庁課です。ちょっとそう。本当にそうなるのかなっていうのが、

0:58:11	1点等であとやっぱりH、
0:58:15	もう文系使う場合は、
0:58:23	あくまで
0:58:24	輻射に対する熱伝達近似。
0:58:29	そして、かつ、すごく保守的だから使ってますっていうような説明を受けてますので、
0:58:38	ちょっと何かタテウチの、
0:58:41	イメージが、今でも持ってますがこれはちゃんと保守的な評価にはなってるんでしょうか。
0:58:47	はい。ここはちょっと評価いただいているメーカーにも確認したんですけど、その熱伝達、その温度でですね、評価していくと。
0:58:57	17の中で考慮されてる複写の5ワットは英語後ですね大きく超えて、大きくというか超えてくるような形になると。
0:59:07	で、ちょっとそこでちょっと評価されてる方がですね、衛藤。
0:59:13	それよりも、ちょっとここ、17よりも、10名の方を採用して、5の5ポツ3ポツ中の方の江藤ファン
0:59:23	ブレード側からの放熱を減らした方が保守的になるというところの考え方もあってですね、それで評価をいただいているというものになってます。
0:59:35	はい。正当化、評価した上でそういう結論になっているということで理解しました。またちょっと考え、
0:59:44	佐瀬、うん。考えたいと思います。
0:59:47	かしこまりました。ここに何かそういった、
0:59:50	ものも追加追記した方がよろしいですかね。ちょっと全体的にですねシキイが出てくるときがやっぱりちょっと、なんでこれでいいのかっていう観点でたんぱくな。
1:00:01	イメージがあって、その式に至るまで結構いろいろ考えなくちゃ。
1:00:07	いけない状況でしたので、もう少し意識を、
1:00:11	こういう式の前提となるような、
1:00:16	部分をもう少し説明いただいた方がいいのかなとも言いましたが、
1:00:22	かしこまりました。衛藤。
1:00:24	そうですね。
1:00:26	関野、例えばそういった考え方を補足しなければいけないところをちょっと確認した上で、
1:00:33	ですね再度ちょっと私も読み込んでみて、もう1回ちょっと頭に入っちゃったんで、

1:00:37	ただ、ちょっとどこまで書き足すかというところはちょっとわかんなくなっ てはいますけども、ちょっとできる限りですね、こういうところを 最初つまずいだなっというところがあれば、補足するようにしたいと思 います。はい。よろしくお願いします。
1:00:50	その整理をまた確認させていただき、
1:00:53	293 ページ目の
1:00:58	結果側の方で、
1:01:02	これあまり効いてこなかった話ではあったんですが、比熱のところ で、注釈の方が振ってあって、このライブライン、Zワンより設定とい うふう に、
1:01:14	となっていて、苗村委員 z は不凍液エチレングリコールの不凍液だと思 うんですが、
1:01:22	まず、高校の
1:01:25	エチレングリコールの値がどういうふうに使ってるんでしょうか。
1:01:31	うん。
1:01:36	日本原燃のモリマツです。どういうふうに使っているかという と、比熱計算を使う上での、
1:01:44	物性値として使っていて、多分どういうふうに使ってるかっていうのは 濃度の問題ですかね、規制庁としては、
1:01:53	不凍液が入ってるっていうのはあったんですがこの比熱とか、そういう 冷却剤、冷却性のパラメーターに対して、
1:02:03	より設定となってるんですが、100%にしてるのか今後、
1:02:08	今後状態を考えて、ちゃんと見ずーっとの項目として、
1:02:13	その妥当な比熱を入れてるのかとか、何かそういう考え方があれば うかがわせてください。
1:02:20	はい。衛藤本人の中にもですね濃度というものは記載がござい まして、そちらにしたがってメーカーカタログのその濃度の比熱 ですね、を使用しているという形になっています。
1:02:36	規制庁は、不凍液だけじゃなくて冷却水全体として使用が定め られてるんでしょうか。
1:02:48	日本原燃田仲でございます。不凍液に間安全冷却水の不凍液に、
1:02:54	つきましては凍結防止ということで不凍液を採用して いてその衛藤濃度というのはマイナス 16 度で凍結しない御恩、 凍結しないように 45%。
1:03:06	設定しております今回この比率っていうのは、その 45%の混 合している状態での比熱がカタログに記載しておりますのでその 値を引っ張ってき

	ているものとなってございます。以上です。はい、規制庁です。そういう説明がおそらく必要です。
1:03:22	今回のその申請書のどっかに、
1:03:25	そういうことが必ず書かれてなきゃいけないかなと思っておりますが、他の条文では、こちら辺は出てきてなくて外部火災のこの評価ぐらいなんですかね。
1:03:41	日本原燃の家でございます。そうですね。このようなもの自体の評価というものは外部火災でしか、今回はやってございませんので、外部火災ぐらい。
1:03:52	になりますで、凍結に関しては従前の認可、既許可が近隣からへと変更はないということになってございます。以上です。はい、規制庁です。でしたら外部火災の情報の
1:04:06	こういう評価を使うところでも結構ですので、そういう今後の考え、込む物としての使用の考え方を、添付のところでしっかり論じていただけますでしょうか。
1:04:20	わかりました。あの日、多分これ備考のところに、機構になんちゃらんちゃらんにおける、
1:04:28	ライフラインの濃度、
1:04:31	費用と加久藤もう文書的な手こぎ的に繋がるのかなと思ったのでそれを読み込むような形でもよろしいでしょうか。
1:04:40	規制庁以降っていうのはその表の中のビフォーですか。はい。そうですねこの注記の並んでこのメーカーカタログライフラインZ案より、
1:04:48	設定っていうところの文章を、
1:04:52	辻岡です。はい、わかりました。そこでし、ちゃんとわかるように出せればと。
1:04:57	思います。何度か出てきてるんじゃないかなと思うんですが、
1:05:01	毎度カップよりはどっかで、
1:05:04	損した方が楽なんじゃないかなと思った次第なんです、
1:05:12	あ、ごめんなさい。ちょっとごめんなさい。ちょっとごめんなまだちょっと内容のちょっと話をしている、
1:05:19	ちょっとこうですね。
1:05:22	ちょっと書き方、社内で検討します。ちょっとごめん、ごめんね。いずれにしても多分今回のこの比熱っていう数字だけがあってその、
1:05:34	注記として、メーカーカタログよりだけだと、何でこれを持ってきたのかとかっていうのもわからないのでそれがわかるような書き方にしたいなというふうに考えてございます。以上です。はい。

1:05:48	まずご検討いただければと思いますのでお願いします。あと、加えてですね、
1:05:53	ここ、流量が、体積流量で表現されてるんですが、質量流量で計算されてると思いますので、密度とか使ってると思うんですが、
1:06:04	その密度も、メーカーの仕様値を使ってるんでしょう。
1:06:10	日本原燃のモリマツです。少し確認してから回答させていただきます。確かメーカーのCOO値だったと思うんですけども、
1:06:19	そこを確認してですね、ちょっと注釈で
1:06:22	※の3の通りですね質量流量に換算と書いてもそこで終わっちゃったので、ちょっと労を記載するように記載します。直します。はい、長です。よろしくをお願いします。
1:06:36	00-01 私からは以上なんですが規制庁側から、
1:06:40	ありますでしょうか。
1:06:43	規制庁コサクです。今の話の中で、不凍液の濃度っていうのは、通年同じですか。
1:06:55	日本原燃田仲でございます。不凍液の濃度は春である、夏であろうが冬であろうかと変えておりません。以上です。
1:07:04	そうですねわかりましたそうすると設定として、一律決まるのでそれに応じた、ここでの数字の設定をしてるっていうことですね。
1:07:20	日本語でモリマツその通りです。
1:07:22	はい、わかりました。それであれば先ほど言われたようなところで対応いただければわかると思いますのでよろしくをお願いします。
1:07:31	規制庁加賀です。続いて、街竜巻34の仕様表等の話なんですが、ここは、
1:07:40	今回大分再基本設計方針とともに再検討いただいて、
1:07:45	わかりやすくなったところかなと思います。使用評価は、
1:07:51	必要な情報が含まれていると認識はしているんですが、
1:07:57	今回、構造図の方にも、
1:08:01	構造図でどういうふうに表現するかっていうところの方が少し気になったところがありまして、
1:08:07	34
1:08:09	ページ目とか33ページ目カラーのところです。
1:08:17	まず、細江小で添付されてるものとはちょっと今違うんですが補正書の方が結構そのどこだったのかわからないようなものだったんですが、
1:08:27	今後の補正書はここにあるようなものがついてくるっていうそういう理解でよろしいでしょうか。

1:08:33	日本原燃清水です。そちらその理解でございます。
1:08:37	はい。規制庁布田です。35 ページ目の、
1:08:43	ちょっとマスキングだっけなところではあるんですが、
1:08:46	遮熱板。
1:08:49	のところっていうのは、今まであまりちゃんと厚生省の方で書かれてなかったのが、明確にはなったんですが、耐火塗装している状況っていうのが今の記載だと、
1:09:01	わからないのかなと思ひまして、その辺は、
1:09:05	いかがでしょうか。
1:09:09	日本原燃志水です。35 ページのですね、
1:09:13	すみませんスキーム朝妻君じゃないすいません。
1:09:16	右下、部品表の下にですね、*の記載があつて、
1:09:23	こちらのですねまた以降のところ、
1:09:27	遮熱板の外面に耐火以降施すということで外面に残すということがわかるようにちょっと構造図の方は文章でちょっと示している状態でございます。長です。だから図の方は塗らなかつた。
1:09:41	あとそういうご等ですね、例えばC C、
1:09:46	の、
1:09:47	視野のところ、
1:09:49	ちょっとマスキングの中にはなるんですが、上から見た図も入っていて、
1:09:54	こういうところに少し赤く塗ればいいんじゃないかなとちょっと思った次第なんです、
1:09:59	ちょっと難しいんでしょう。
1:10:02	日本原燃清水です。
1:10:04	す。基本的に、遮熱板につきましては、側面 2。
1:10:08	そうしますので、
1:10:12	上からですね、見たC C R Cで書くそうですねちょっと誤解があるかなというふうに考えたのと、B B 足出かけてしまうとちょっと防護対象の原則とかがちょっとわかりにくくなるかなということ、
1:10:28	考慮してですね、文章でちょっと記載してございました。以上です。はい、鶴岡です。そういう配慮があつてのことで、ことで、言葉も書いている。
1:10:40	であれば、ちょっと外面に、
1:10:44	ていうのは、

1:10:46	もうちょっと基本設計方針等の言葉を使った方がいい。先ほど議論もあったようなその、
1:10:51	言葉を使った方がいいのかなって思いますが、
1:10:54	外面に行って、
1:10:58	仲土肥シミズです。先ほどの 0001 の基本設計方針の側面というような表現、ちょっと基本的方針の見直し内容を踏まえてですね。
1:11:08	こちらの表現の方もあわせ見直したいと思います。はい、規制庁の話をしました。またそこは再整理さ。
1:11:18	はい。規制庁コサクです。
1:11:21	注釈で書かれるので、問題はないと思うんですけど。
1:11:25	今の注釈だと
1:11:28	色つけてるところが被覆場所ですって言っちゃうと、
1:11:33	またと言ってもちょっと語弊があるような気がするので、
1:11:38	塗っているのは損等、何。
1:11:42	何何何の物を言ったらいいのかわかんないですけど、こういうところのものについては色を塗って示してますということで分けてそれでまたっていうふうにした方がいいかなということと、
1:11:55	上の方は、取材厚さ 3mm と書いてあって、遮熱板の方は何も書いてないっていう形になっちゃってるので、記載のレベル感を、
1:12:07	整理するようによろしくお願いします。
1:12:11	日本原燃シミズ了解しました上野のは、着色の部分は、対象を限定するというのと、遮熱板の耐火被覆についても、主材厚さというのを明示させていただきたいと思います。以上です。
1:12:26	はい。規制庁岡です。この資料に関して私からは以上なんですが、規制庁側。
1:12:32	指標の方も含め、何かありますでしょうか。
1:12:38	規制庁中です。
1:12:41	すいません仕様表のところで、
1:12:44	と、
1:12:45	9 ページ目なんですけど、
1:12:52	下線が前回からの資料の変更というふうに、
1:12:58	一応なっていて、ちょっとあんまり前回での議論もあんまりちょっと覚えてないところも恐縮なんですけど、
1:13:08	左から二つ目の欄のその注意書きのところで、
1:13:12	保守注意書きの 4 というところで、波及的影響をおよぼし得る部材については、というのは、

1:13:20	これは今回追加されてますがここはどういう、
1:13:26	趣旨でこれを追加したのかっていうことと、これ自体が、波及的影響分シール部材っていうのはどこで、
1:13:36	定義づけられてるといふか、それぞれの添付書類とか、
1:13:41	図面とかそういうところとの関係について説明いただきたいんですが。
1:13:47	日本原燃清水です。まず、今回*4直した趣旨としましては、前回のレビジョンの記載においてですね、機能維持に必要な部材は、塗装するというような基本設計方針の文言と一部10福士多様なちょっと記載がございましたので、
1:14:04	ここは記載を簡略化をさせていただいております。
1:14:12	規制庁中ですか。簡略化というのは
1:14:16	すみません、この記載自体が、
1:14:19	等簡略化してこういう形に、
1:14:22	収めたっていうそう。そういうことですか。日本原燃清水です。はい以前の記載ですと、
1:14:28	航空機墜落火災による熱影響に対し、
1:14:32	機能維持に必要な部材を塗装しますというようなちょっと、補大枠のことも書いておりましたので、そこは基本設計方針にのみ預けて、具体的話を、この辺りつくように記載するというので、
1:14:44	記載の適正化してございます。
1:14:48	はい。規制庁中です。
1:14:52	修正のブレット意図はわかるとして後はこれ自体が波及的影響している部材っていうのが他の。
1:15:00	書類との関係でどうどれがその部材なのかっていう特定かというかそれはどういうふうに関連づけてこれは確認すればいいんでしょうか。
1:15:22	端的に言うと波及的影響分シール部材っていうのは結局、
1:15:27	何かってどこで確認をすれば、これはいいんでしょうかね。
1:15:32	はい。日本原燃のモリマツです。
1:15:35	まずちょっと波及的影響をおよぼし得る部材というちょっとす言葉はないので、
1:15:41	ちょっとそこは適正化しなければならないと思っております。基本設計方針の方でも記載している通り、
1:15:49	外部火災防護対象施設の安全機能を損なう恐れがある場合には、ていうちょっと枕詞がございまして。ところの趣旨としては、
1:16:00	例えば田巻ネットの外側に設置されてる5番とかですね、

1:16:05	決議を受けて外れたとしても影響を受けないようなものについては塗る必要はないだろうというところのものについて、ちょっと対象とするという記載とし、しています。
1:16:17	その趣旨をですね波及的影響をおよぼし得る部材についてはという書き方をしてしまってるので、ちょっとそこは
1:16:27	T直す形にします。で、コース上はそれかけ合わせて、
1:16:37	規制序仲です。少し見直しがされるということで出されるとしてですね
1:16:44	コメントの趣旨はこれ自体がですねそちらが思ってるサイトウこちらの表部材とかその共通認識、
1:16:52	が図れるように、少し基本設計方針なり、添付書類なり、図面なり、そういうところで特定がちゃんとできるようにですね、紐づけていただきたいという趣旨の
1:17:07	手数が、その点いかがでしょう。
1:17:09	はい、米田モリマツですかしこまりました。そうですねちょっとどこを塗ってどこを塗らないかっていうのは、補足で説明しておりましたので、
1:17:17	ちょっと共通認識がえられる文言をちゃんと整理してですね、等を記載するようにいたしたいと思います。
1:17:24	はい。市長長沼補足レベルでいろいろ聞いている話かもしれませんがあくまで添付書類までの、
1:17:32	中で補足とは言わずにですね、ある程度その申請書類の中でそこが、
1:17:37	わかるようにですね、紐づけていただければと思います。以上です。
1:17:43	はい。日本原燃の茂呂です。かしこまりました。
1:17:46	市長タジリつ今の影響を及ぼす範囲っちゃうので、
1:17:50	ちょっと自分教官定かじゃないところあるんですけど、右下 33 ページのところ
1:17:55	ネット全体、左上の図のところDAを高野吉井のところに出張ってるところあるじゃないですか。このウェブって崩れたときに影響幾つ及ぼす場所でしたっけ。
1:18:07	③、これ非公開じゃない、③部分なんですけどこって、
1:18:12	下に何かいるかでしたっけ。
1:18:16	日本名タナカです。ここの③のちょうど板野下には冷却水の配管があります。以上ですって言いましたっけ。
1:18:26	はい次のページの 34 ページいった時側面は塗ってなくて、上方向だけ塗られてたんで、

1:18:32	側面は倒れてきてもぶつからない位置だからでしたっけ。
1:18:36	日本原燃田仲です。側面の板については、側面の板が焼けて倒れたところで外側にしか倒れないっていうふう整理をしてございまして、
1:18:48	何ていうか解雇柱の開口に対して板の方がやや大きめに作ってありますのでそういう状況なので入ってこないと。
1:18:58	いうふうに整理してございます。以上です。でも規制庁た時点で外側からくっつけるような形で委託つけてるので、倒れると下側に倒れるかナカガワの配管にぶつかることはないだろうっていうので、ただ方向のやつに関してはそいつが落下するっていうことを考えるのでさっきの配管の上の部分も、屋根部の
1:19:16	ちょっとちっちゃい上ったところのところも含めてやりますよってもそうですかね状況はわかりましたそれありがとうございます。
1:19:30	所長他ですほカー。
1:19:32	深層関係。
1:19:35	特にないようでしたら、次。
1:19:38	相田以下 08 ですかね。
1:19:41	スクラム
1:19:45	はい。海外から 08 のご説明させていただきます。はい。
1:19:56	少々お待ちください。
1:20:09	はい。それでは概括 8 についてご説明させていただきます。日本原燃のモリマツです。
1:20:15	当該が 08 の方なんですけども、ちょっとこちらですね、昨年 2 月ぐらいから、ちょっと出させていなかった資料になっておりますので、ちょっと丁寧にご説明させていただきます。
1:20:27	で、通し番号 2 ページですけども、目次の通りですね、対応施設ですね、の方がございます。衛藤外部火災の影響を考慮する施設につきましては、
1:20:39	外部火災の直接影響を考慮する施設ですね、外部火災、防護対象施設等に波及的影響をおよぼし得る施設として使用済み燃料収納キャスクを収納する建屋ですね。
1:20:51	外部火災の二次的影響を考慮する施設ですね、としてのばい煙と有毒ガスこちらの施設がでございます。
1:21:00	衛藤。
1:21:01	文章ん、
1:21:03	通し番号 3 ページから文章でちょっと面図、

1:21:06	記載しているんですけどもそちらを見ていただくよりもフローを参照して見ていただいた方がわかりやすいと思いますので、まずは通し番号です。ね6ページのフローをご確認いただきたいと思います。
1:21:19	江藤。6ページに記載されているものが外部火災の直接的影響を考慮する施設の選定フローとなっております。
1:21:27	外部火災の直接的影響を受ける施設につきましては、
1:21:31	外部火災防護対象施設、これは基本設計方針でも定義してる通り、安重施設ですね、こちらはまず、豆腐にかけますデータと建屋に収納されているか。
1:21:41	というところで縦に収納されていないものにつきましては右に行きまして、屋外の外部火災防護対象施設としてその施設そのものを選定することとなります。
1:21:52	で、その次にですね施設に定義収納されているもの。
1:21:56	タナカでですね、外部火災の影響を受けた外気とか、設備の温度上昇、これ建屋内外壁ですね、外壁濃度上昇の影響を受けたものが、
1:22:07	受けるものがないかというところで施設を選定していきます。影響を受けるものにつきましては、建屋内の施設で外気を取り込む、外部火災防護対象施設となるかですね、
1:22:20	竜巻防護対策設備の飛来物5番から影響を受ける、屋内の外部火災防護対象施設といったところになります。
1:22:28	A棟、
1:22:30	そのままですね、下におりてきたものにつきましては、外部火災においてはですね、地上会議にあるものは影響受けるけども地下にあるやつは明らかに影響を受けないよねというところがございますので、
1:22:41	地下階のみに外部火災防護対象施設が設置され、地下に設置されている場合についてはその外部火災大型施設は対象外となります。
1:22:50	で、あとのこと建屋内に設置されている外部株主防護対象施設が入ってきました、
1:22:55	それにつきましてはですね、外部火災防護対象施設としては対象外となりますが、収納する建屋をですね、外部火災の影響を考慮する施設と、
1:23:05	するというふうな形で他、外部火災防護対象施設を収納する建屋、
1:23:10	を選定する形になります。ちょっとこれ、これ今読んだ時にはちょっと動きがあると思ってまして、外部火災防護対象施設として対象外として
1:23:21	の、
1:23:22	影響を考慮する施設、

1:23:25	ですね、として選定されることになると思いますのでちょっとここ、ごめんなさい、ちょっと今読んだときパッと違和感があったんでちょっと言ってしまったんですけど、ちょっと確認した上で直します。
1:23:35	その次にですね、7、7ページ。
1:23:39	ですけども、今度はですね、こちら、機械的波及と言われる倒壊とかですね、転倒によって外部火災防護対象施設に損傷をおよぼし得る施設。
1:23:51	というものを選定するフローとなっております。
1:23:53	最初に説明の施設をまず選定します。外部火災防護対象施設等については、そういう地震防護しますので、対象外、それらは対象外となります。
1:24:06	で、それ以外の施設につきましては、屋外に設置されている施設課というところでの選定をいたします。で、屋内の施設につきましては、建屋内、
1:24:14	の外部火災防護対象施設を入れている建屋につきましては、
1:24:19	内部火災から防護する建屋にしておりますので、建屋内には影響はございません。
1:24:24	で、屋外の施設はちょっとその熱影響を受ける形になるまでなので、屋外に設置される施設を対象とします。
1:24:32	で、その次にですね施設の倒壊範囲を確認しまして、外部火災防護対象施設に倒れる。
1:24:38	ことがあり得る施設かというところで、椅子のを分けます。
1:24:42	最後にですね、外部火災の影響により、外部火災防護対象施設等に倒壊する恐れがある施設かっていうところで設置の選定を分けます。トーモクさんでも説明されていた排気塔とかですね、反対方向から熱を受けるんで外部火災防護対象物に倒れませんか、
1:24:58	そういったものが振り分けるようなフローとしております。
1:25:02	機械的波及については、藤のフローにつきましては以上となります。
1:25:06	次に8ページですね。衛藤。
1:25:11	ごめんなさいちょっとこの図の名称がちょっと動きがありまして、こちら、熱伝達により影響をおよぼし得る施設の選定フローとなっております。申し上げます。タイトル間違っておりました。
1:25:24	で、そちらにつきましてはですけども、まず熱影響によって、外部火災防護対象施設に、
1:25:31	影響及ぼす施設かというところにつきましては再処理事業所内の施設をまず選定します。外部火災防護対象施設、

1:25:37	等外部火災防護対象施設自体は評価対象にしますので、そちら以外のものになります。建屋についても倒壊転倒と同じようにですね、守られていますので、屋外施設、
1:25:48	屋外から、その次のフローですね、屋外から屋内の外部火災防護対象設備に接触がある施設か。
1:25:56	いうところが選定フローに入りまして、
1:25:59	統制色があるとしてもですね例えば配管とかがですねかなり非常に長くてですね全体熱伝導とかしても、外部火災防護対象施設等に影響を及ぼさないものもございますので、
1:26:11	そういったものにつきましては排除して、盗取接触があって、熱伝達によって外部火災防護対象施設に、の安全機能を損なう恐れがある施設であれば対象となるというような形で選定しております。
1:26:24	次にですね機械的影響をおよぼし得る施設の右下 9 ページですね。
1:26:31	申し上げた、
1:26:32	そうした動きベース。
1:26:35	機能的にですね、機能的影響をおよぼし得る施設の選定フローに入ります。
1:26:39	基本的波及につきましてはですね、最初、こちらもですね再処理事業所内の施設を選定させていただきまして、外部火災防護対象施設以外の施設、
1:26:49	外部火災防護対象施設の、
1:26:52	屋外の附属施設かというところで選定をしていきます。
1:26:56	直接的影響とか二次的影響に対して外部火災の影響を考慮する施設として選定した。
1:27:04	施設の附属施設か。ちょっとこれややこしいんですけども、外部火災の影響を受ける施設の
1:27:10	附属施設であるかどうかというところを選定、分けます。
1:27:14	外部火災の影響による、によって破損とかをしてですね、故障が考えられるもの。
1:27:21	ですねそちらについて
1:27:24	そういった機能を喪失すると、が影響を及ぼすことになりますので、そちらを外部火災の機能的は形を、
1:27:31	利益をおよぼし得る施設として選定しています。
1:27:36	次にですね通し番号 11 ページですけども、ばい煙有毒ガスのフローとなっております。こちらはですねもう建屋に収納、

1:27:47	外部火災防護対象施設が建屋に収納されているかというところと、外気を取り込む施設か、そして居住性に影響をおよぼし得る施設かというところで 1000 施設を振り分けしまして、
1:28:02	女性に影響を及ぼさないものはばい煙のみの評価になります。で、居住性に影響を及ぼす場合は人体影響もございますので有毒ガスの評価対象物になります。
1:28:12	一応こういった形で施設を振り分けて選定していくという形にしております。
1:28:21	それ以降です。別紙、通し番号で 14 ページからが再処理施設の外部火災影響を考慮する施設の選定結果ということになりまして、選定結果を載せております。11 ページ以降からは、ちょっとそういう形で整理させていただきます。
1:28:34	影響としまして、通し番号 18 ページ。
1:28:38	ですね、そちらの方に対象施設をですね、整理しております。
1:28:44	対象施設としてはですね外部火災、
1:28:48	大型施設を収納する建屋につきましては熱影響を考慮する施設として選定していきます。
1:28:54	1089
1:28:56	2211 につきまして、
1:29:01	外部火災防護対象施設を収納する建屋と、横転屋外の外部火災防護対象施設、そしてですね、飛来物防護盤から外部火災影響を受ける施設、
1:29:11	というところを選定しております。
1:29:16	ちょっとこちらは選定結果の通りですので、
1:29:21	説明は割愛させていただきます。
1:29:24	通し番号 25 ページからが機械的には影響をおよぼし得る施設の選定結果の一覧となっております。
1:29:33	衛藤。
1:29:34	1 ページ目でちょっと例としてご説明させていただきます。使用済み燃料受け入れ貯蔵建屋に対して、市場使用済み燃料を受けて
1:29:46	貯蔵管理建屋がございます。こちらは高さの間の観点から、倒壊すると倒れ込むというものになります。備考に記載しておりますけども、周辺施設の最小壁厚がですね 40 センチでありまして、
1:30:03	200 度を超える 5 センチ以上の壁厚を有していて、大きく倒壊することはありません。倒壊はしません。
1:30:09	江藤ということで、判定としてはバツとしております。

1:30:13	下の施設についても同様な整理になっております。基本的にはこのような整理になっておりまして、熱影響によって倒壊するものかどうか。
1:30:23	明らかにですね、倒壊しないものであれば判定としてバツをして、評価対象外としていく形にします、しております。
1:30:31	一応全体的にはそういう整理の仕方をしておりますので機械的影響につきましては、個々にやるとかなり数があるので、
1:30:38	このぐらいにとさせていただきます。
1:30:42	で、機能的それ、先ほどの熱伝達の節につきましてはちょっと、
1:30:48	文書として記載させていただいているんですけども、
1:30:52	通し番号 23 ページですね。
1:30:55	ちょっと戻りますが、
1:30:59	の衛藤 b ポツ、
1:31:01	熱伝達により、外部火災防護対象施設等に損傷をおよぼし得る施設ですね、施設をちょっと
1:31:10	見ていっています。その中でですね建屋に貫通する配管とか電線管とかございまして融雪装置とかそういったものものものになってまして系統としては分離しては分離開してはですね、接触はなくて、
1:31:23	熱液の伝達は発生しないと考えております。
1:31:27	で、
1:31:28	次にですね機能的波及の方に移らせていただきます。
1:31:37	通し番号
1:31:49	すいません通し番号 31 ページからが、ごめんなさい。
1:31:53	表となっております。
1:31:55	衛藤、これに対してはですねちょっと抽出しをし、いたしいたした結果ですね
1:32:02	例えば安全蒸気系のボイラーの排気管とか基本的な排気管とか、ベント管とかそういったところになります。
1:32:10	そういったものにつきましては、
1:32:15	機能喪失によって影響をおよぼし得る可能性があるかということになるんですけども外部火災に対して、外部火災で熱的には主要な構造材、主要な部材がですね鋼材でございまして、
1:32:28	外部火災でですね変形とかそういったところまで考えられるものではございませんので、それは対象外となると考えております。あとはばい煙とか有毒ガスの影響、ばい煙の影響になるんですけども、
1:32:39	粒径は十分小さいものですので、二次的影響に対して閉塞することはないというふうに考えております。

1:32:47	基本的にはそのような整理になってますので
1:32:51	ちょっと整理が違うものも、通し番号 35 ページ、機能的波及のところ で、
1:33:00	凍結防止、電気ヒータとかもちょっと選定をされてますんで、ただこれ です凍結防止をヒーターが損傷した場合にです凍結防止における当該施 設の凍結防止機能が喪失するんですけども、
1:33:12	創出したとしても直ちに安全機能をです損なうものではございません ので、他の運用とかで対応する数、業績方針でも、10 施設以外のもの が、
1:33:23	これは運用で対応するというふうに言ってますので、その運用の中で入 る施設だと考えております。
1:33:31	機能的波及については以上となります。
1:33:34	あとはです凍結防止、50 番号 38 ページからがばい煙有毒ガスの整理となりま す。基本的に外気を取り入れる施設を選定させていただきまして、
1:33:46	ばい煙を確保する施設として選定してます。有毒ガスを考慮しなければ いけない室につきましては有毒ガス汚染考慮する施設として選定してお ります。
1:33:57	説明としては以上となります。はい。規制庁加賀です。
1:34:01	末は、先ほど図の方での説明は下フロー図の説明はわかったんですが、
1:34:09	ちょっと言葉的なところで 4、
1:34:12	4 ページ目の上のところ、
1:34:15	飛来物も番から影響を受ける施設ということで、これ。
1:34:21	先ほど基本の方針の方であった通りに輻射の影響を検討する必要がある 施設ってということで、
1:34:28	飛来物 5 番からって言うふうにしてるんですが、
1:34:32	右輻射を、の影響を受けそうなものって言うのは飛来物 5 番以外には、
1:34:36	ないんでしょうか。
1:34:47	はい。日本原燃のモリマツです。基本的に、ちょっとか確認をさせても らいます。ちょっと同じロジックで、中のものに影響を及ぼすものがな いか。
1:34:58	ていうところはちょっと確認して整理させていただきたいと思います。 はい、そうです。そういう、ちょっとです凍結防止何でそういうところになっ たかっていうと、この 2、
1:35:08	2 ポツを順番に読んでいくと、ここだけ逆にその具体的な
1:35:13	設備飛来物 5 番とか、その唐突に、

1:35:16	ところ、固定的というか、限定かけたような記載が出てきて、まずここで評価するのは、西出理事輻射を、の影響があるような、
1:35:28	ものとして、抽出するんじゃないかなと。その中で、飛来物防護盤が抽出されて、飛来物防護っていうのは、こういうところに設置されてますとか、
1:35:39	そういうもう少し広い論点から、
1:35:43	落ち込むような資料だと思いますので、そういう観点で、
1:35:47	少し検討いただければと思います。
1:35:51	はい。日本原燃のモリマツです。かしこまりました。
1:35:54	はい。規制庁岡です。2.2- (1) - bの前MOXの方でもあったんですが、
1:36:01	これ、熱伝達によりっていうふうずっと
1:36:05	説明されてるんですが、
1:36:07	熱伝達っていうのはあくまで集桐生周辺の流体と答えの下、間の、
1:36:14	熱の移動だけであって、ここではちゃんと福祉かとか、あと熱伝導もしっかり考慮して、
1:36:24	見なきゃいけないと、いや、特に接触なんてのは熱伝導であって、離れてなきゃ熱伝達。
1:36:31	離れてれば熱伝達になるようなもので、
1:36:34	ちょっと熱伝達って限定かけてるような記載になってるんですが、
1:36:38	そこら辺は、MOXの方でも確か直っていたと思うんですが、少し検討いただければと思うんですがいかがですか。
1:36:47	はい。日本原燃の森本です。
1:36:50	そうですね。ここはもうこの修正よりも先に出た資料からだと思いますのでちょっと修正が漏れたかもしれません。はい。そこは修正させていただきます。
1:37:00	はい。規制庁岡です。
1:37:03	藤は、4 ページ目のちょっとすいません。す。戦後してしまって、(1) ぽ通の
1:37:10	現地調査により選定した外部火災本体施設等の周辺の建物構築物って、
1:37:18	この周辺っていうのは、今回はその隣接しているとか、
1:37:22	そういう何か
1:37:25	影響を与えそうだなとかそういったものを、
1:37:29	フラッグをクラウンで設定してきたとかそういうイメージなんですか。

1:37:35	はい。プラントグラウンをしまして図面でも確認をしております。その中で隣接するとかも含めて、対象として選んで、
1:37:46	評価してます。
1:37:48	はい、わかりました。
1:37:51	10 ページ目。
1:37:53	の、
1:37:55	ずっポンチ図をつけていただいているんですが、
1:37:58	ここは例えば①東海②附属設備、これは何の番号なんだ。
1:38:08	日本原燃の森元です。そうですね。番号付けは特に意味はなかったですね 10 日
1:38:15	のパターンと、附属施設影響を受けて、影響を受けるものっていうところのパターンをちょっと書き分けてはいたんですけども、
1:38:24	ちょっと途中で多分資料修正する中でその 12 というものの定義が必要もなくなっているんで、ちょっとそこは修正いたします。はい、規制庁です。
1:38:34	えっとですね、どっちかというと、
1:38:37	⑤の a とか⑤ - b とか⑥とか、
1:38:43	波及的影響をおよぼし得る施設っていうのは、こういう迷惑がかかるっていうのを少しで書いていただきたくて、東海はわかりやすいところではあるんですが、
1:38:54	熱影響とか、機能的影響なんかは、少し具体例をもって、絵で示していただきたいなと思ったんですが、ただ、
1:39:06	日本原燃のモリマツです。はい。そういったところも見えるように考えたいと思います。
1:39:13	はい。規制庁大倉です。よろしく申し上げます。
1:39:15	あと、
1:39:17	整理結果の 58 ページ目。
1:39:22	ですが、まず、中期、
1:39:24	して注釈 1、
1:39:27	ていうのがあって選定結果にさあある場合のみ記載する、ですがこれは何を、
1:39:35	書こうと思ったシュベ種別っていうところについてですがこれは何を移行したことなんでしょうか。
1:39:42	はい。日本原燃の森元です。これ一、そうですね。A 系と B 系で例えば
1:39:49	対象施設が
1:39:52	異なる場合がある場合に、

1:39:55	と書かなければならないだろうと。ちょっとここをですね
1:40:00	ちょっと
1:40:02	記載を修正する。ちょっとさ、この資料を作成する段階で、第一グループ第二グループとか第三グループをですね、分けてちょっと設定結果を出していこうと。で、
1:40:14	ちょっと第一グループだと冷却塔のB系だけを出すので、dす。そういったところで、ちょっとケイビケイ書き分けなきゃいけないだろうというのが一時期ありました。
1:40:25	ちょっと今となっては、もういらないっていうところなんだと思いますので、
1:40:31	ちょっとそこも修正いたします。はい、成長からさ。そうですね何も選ばれてないなというところもあって、
1:40:39	何が書きたかったのかなというところを確認したかった次第です。
1:40:43	なくせるんであればなくしたほうがいいのかと思いますんでお願いします。
1:40:47	23 ページ目。
1:40:50	も、
1:40:52	1.2 の B のところ先ほども説明があったんですが、
1:40:56	接触がなくて、
1:41:00	熱影響の伝達が発生しないっていうのが理由にはなっているんですが、
1:41:06	ちょっと、
1:41:10	どういうメカニズムでこれが影響なくなるのかっていうのが少しわからなかった。
1:41:15	たところがありまして、
1:41:23	も、ちょっともう一度説明いただけますか、ここは何で。
1:41:28	選定されなかったかというところ。
1:41:31	麻生ですね日本原燃の村田です。衛藤。
1:41:36	まずここにつきましては聖職ないことで熱伝導がない、ごめんなさい。熱伝達と書いてるのでちょっと語弊がございますけども熱伝導がなくて直接的に熱をまず与えられないっていうところで
1:41:49	系統的に繋がってなければ、影響はないでしょうと。で、もう一つあるところはい。少し離れたところにあって福田で熱に二次輻射みたいな形で熱が伝わるんじゃないかというところは、

1:42:02	タナカに、少し入ったところにございますので、そこまで熱を伝えない、明らかに伝えないだろうというところと、その配管とか、電線管とかはかなり小さいもので、細いものですのでそこから、
1:42:17	熱を受けたとしても全然影響はないっていうレベルのものになるというところで接触がないので、で、一応ね、熱伝導の方が多分一番厳しいだろうということで、
1:42:28	熱伝導のことを考えて、ちょっと書いてはいるんですけど接触がなければもう影響ないでしょっていうところの記載としております。
1:42:36	室長からその辺の言葉で、
1:42:40	かなり違和感があって、
1:42:43	少し、今おっしゃったようなさ、三つの観点で、再整理いただければわかるようになるんじゃないかなと思います。
1:42:51	お願いします。
1:42:54	かしこまりました。ここはちょっと記載としてすぐ、ちょっとあまりよくできてないところではあると思いますので、ちょっと
1:43:01	丁寧に書くようにいたします。はい、規制庁です。本当に14ページ目の先ほど弁とかの話もあったんですが、ここの理由も、
1:43:09	鋼材だからという材質の話をしているんですが、基本的に外部火災は鋼材でもかなり厳しい結果がたくさん出ていて、洪水だからっていう理由は理由にはならないということを持つまでも、
1:43:23	議論したと思うんですが、
1:43:26	ここは、他、来結局根拠が薄いということなんですが、
1:43:33	という考えでよろしいでしょうか。はい。
1:43:36	表現モリマツです今回鋼材が厳しかったのは、支持構造物とかで他から応力を与えられて、脱ぐ強度が落ちると、影響がかなり苦しくなるもの。
1:43:49	にございます。
1:43:50	で、バンドがんとかであれば構造が維持されれば問題はないので、例えば、
1:43:57	何ですかね、融点ですかねとか、明らかにもう高過ぎる温度になるものだと思ってます。それがちょっと鋼材がっていうのはちょっとリーダーとして薄井ってのはちょっとごめんさいこのヒアリングでも、前もちょっと言われておりました、
1:44:12	ちょっとその部分ですね、鋼材の許容挙強度を保つためには325なんですけど、その融点にならなくてベント管自体が変形しないっていう話は、

1:44:23	ちょっとしっかりと奥深いですね、説明するようになりたいと思います。はい。それでは、ちゃんと理由がついていればそれでいいと思いますので、まずは記載の適正化等、よろしくお願いします。
1:44:36	あと 25 ページ目からの結果で先ほどとして挙げられていた
1:44:41	25 ページ目の一番上ですので使用済燃料受け入れ貯蔵建屋の周辺の施設として、管理建屋を出してきていてその備考のところ、
1:44:51	壁厚が 40 センチあるから 5 センチ、
1:44:54	5 センチ以上あるから大丈夫というような説明が結構、
1:44:58	離隔をとれないものはこういう理由が大体書いてあるんですが、
1:45:03	航空機墜落火災の表も、建屋の評価でもその 5 センチだから大丈夫っていうような言い方をしなくてあくまで、全体の壁厚の中で、5 センチ、
1:45:14	鉄筋等にもちゃんと全然ちゃんと問題ないですよっていうような説明をした上で、判断してますので、
1:45:23	5 センチだから大丈夫っていうのは、多分、
1:45:27	ちゃんと構造健全性の観点に基づいているとは思えないんですが、
1:45:31	そういう観点でいかがですか。
1:45:35	はい。日本原燃の森本です。ここもちょっとヒアリング直前にちょっとかき立ててないっていう話はちょっとすされてまして、ここはちょっと記載を拡充するような形としたいと思います。
1:45:47	うん。
1:45:48	そうですね。ちょっと全般の話をしてる中で航空機だけ拡大して書くか、ちょっと 5 センチの話をですね。
1:45:57	どうちょっと書くかというところは少し悩ましいところですけども、
1:46:02	ちょっとそこを膨らましてですね、丁寧に説明できるようにしたいと思います。
1:46:09	はい。規制庁菅です。全体的にその離隔を取れないところっていうのが、少し説明が薄い印象があつてですね、ちょっと、
1:46:20	そういう観点で、ちゃんと説明になってるかなということを踏まえて、見直していただければと思います。
1:46:27	私からはこの資料に対して以上なんですが、規制庁側からは何かありますでしょうか。
1:46:36	特にないようでしたらその外来が 04。
1:46:39	だろうと思うんですが、説明は特にないという理解でよろしいでしょうか。

1:46:48	はい。日本原燃のモリマツです。ちょっと概略でご説明してしまったんでちょっと問題なかったかもしれないですが、あとは、
1:46:56	細かいところを抜き差ししたかっていう話になってしまってちょっと、
1:47:03	説明としてかなり複雑というか、時間がかかるのでちょっと、もしあれでしたら、割愛させていただければと思います。規制庁からです。はい。
1:47:12	いろいろコメントしてきたものの修正点が多くて、
1:47:17	そこら辺をまた実学にコメントを通していければと思います。まずですね今回結構添付書類の方にまわしたものとかもあって、
1:47:27	参照する別添番号、別紙番号とか章番号の整合性とか、結構動きが多かったなという印象がありましたので、そういうところはまた社内で精査いただければと。
1:47:39	思います。
1:47:41	はい。日本原燃の森本です。こちらもすいません7月15日に提出したもので、基本設計方針とかが8月ですね、9日に達しているもので、ちょっとこちらの修正がですねちょっと藤間になってしまってますので、
1:47:55	ちょっとその適正化図りたいと思います。はい、規制庁です。あと3ページ目の1概要のところ、
1:48:03	えーっとですね再処理とMOXで等がそろってないっていうようなところもあって、基本的にこれはガイド04は、全般、
1:48:14	的にその方針から結果まで、
1:48:17	全般的に説明されているところに紐づいてるんじゃないかなと。
1:48:21	思うんですが、再処理の方針だけで、MOXのは、評価のところだけっていうような感じに今なってますので、そういうところも
1:48:32	適正化していただければと思います。
1:48:38	日本原燃のモリマツです。申し上げます。確かに基本方針をちょっと入れていた時期は昔基本方針も含めて書いていたものになっていて、多分これ、
1:48:48	そうですね修正漏れだと思いますので、修正させていただきます。
1:48:52	はい。正当化です。4ページ目から、
1:48:56	対応する添付書類の記載なんかを、
1:49:00	概略にしてはいるんですが、
1:49:03	例えば最初に安部宇都MOXまで同じようなことを書いてあっても、片方に書かれてないと河西書記の方も完全に耐火被覆の話を書いてんですが、
1:49:14	秋谷の話なんかは、

1:49:16	どっちにもある話だったりするのでそういうところもあっての話かなと思いますんで、また、2ポツも含め、記載の適正化、検討いただければと思う。
1:49:28	日本原燃の森谷です。そうですねちょっと建屋のところにつきましては次回申請になるので最初にまず今、今現段階では、結びつかないものという整理になっていると考えております。
1:49:39	で、第二グループ以降です。天田グループ以降とか第二グループになったときに、その補足を再度出ささせていただくときに、再処理側にも、
1:49:50	提供するような形にしたいと思います。でもコスト再処理等書いてるところがちょっと、欠けてるものを掛けてないものがあるところについてはちょっと確認して、と修正していきたいと思います。
1:50:00	はい、清長です。よろしくお願いします。
1:50:04	別添1からなんですが、
1:50:08	まず17ページ目、ちょっと改めて、いろいろ確認していくとですね。
1:50:18	17ページ目の注釈4DCH47JAの燃料積載量を示すというふうにあつて、そのCH47 試合とJAが、
1:50:28	書いてあるところの注釈なんですが、ここは、
1:50:33	多い方とか、少し、
1:50:35	ちゃんと
1:50:37	二つあるときは、なんで、
1:50:39	こっちを書くかっていうのを尽くしていただければっていうのと、ちょっと図なんで気になったかっていうと、
1:50:45	一番催告自衛隊のCH47JAがあつて、
1:50:49	陸上自衛隊のCH47JJのところの／で全幅が4、
1:50:58	／5 ってるなっていて、
1:51:00	航空自衛隊の方は5 ってるなうになつていて、
1:51:04	これだと、設置4、陸上自衛隊側の設置47Jの
1:51:10	Jの方が4 見えてJ-5 に見えるんですが、これって、
1:51:14	どういう関係になつてるんでしょうか。
1:51:27	日本原燃、日本原燃、
1:51:29	日本原燃の齋藤でございます。こちらの土岐他の整理資料から、このような記載ではあるのですが、ちょっと事実関係についてちょっと確認しないといけないので、確認した。
1:51:41	上で、ちょっと本当、ご説明いたします。以上です。はい、長ですわかるようになってればいい。
1:51:48	なので、はい。お願いします。あと18ページ名の、

1:51:53	第2-3表、これ出典ってありますよね。
1:52:04	日本原燃の齋藤でございます。こちら第2-3表の出典としましては、これ我々の方で当社の方で調べた結果を用いておりますので、
1:52:16	あまりこう、後、文献等に基づいたものではないという意味で、あまりちょっと書いてないところでした。以上です。規制庁の宗です。
1:52:28	検討からまとめてないっていう。
1:52:30	ないっていうことなんですか。
1:52:32	そこを確認したかった。
1:52:36	日本原燃の齋藤でございます。こちらトブンケイン
1:52:40	に記載はされていないものになります。以上です。はい、規制庁です。わかりました。何か。
1:52:49	出典がない表もあると、出典はって聞かれることがあるので、
1:52:54	独自調べとか何かわかるようにしといてもらいたいなと思いたいががでしょうか。
1:53:01	日本原燃の齋藤でございます。そういった旨分かるように例えば当社による調査の結果、
1:53:08	等というようなことはちょっと記載させていただきます。以上です。はい。室長補佐ですよろしく申し上げます。
1:53:16	と別添4。
1:53:18	の方に行きまして48ページ目のところで、
1:53:22	前回ちょっとコメントして対応いただいた一番上の業務を吹きつけ塗装を行うときに、
1:53:29	アンレスト雑巾を用いるっていうふうな
1:53:32	ところで、ちょっと確認したいんですが、まず耐火メーカー指定ってこれは耐火塗料のメーカーの古藤でいいんですよ。
1:53:41	日本原燃田中です。その通りでございます。はい。市長はですね、この家ですとそう切って、その下の李とかも全部下に取材が刈羽に全部た
1:53:54	それぞれのメーカーで指定されていて、下の李から全部これで対応していくんでしょう。
1:54:01	日本原電タナカですね等、アレスを用いているのは取材の塗装の時だけを使ってございます。以上です。
1:54:10	はい。それ超過です。中森と河野李はどういうふうにされて、
1:54:17	日本原燃田中です。ですねハケであったりローラーであったりっていうのも、
1:54:25	ありますし、あと何に使ってだからちょっと別。

1:54:30	手作業でやってルーのが主、主です。はい。以上です。はい、わかりましたじゃー応書いてあることはあったらしい。
1:54:39	ちょっとそこを少しわかるようにしていただけますでしょうか取材はこれを使っていて、他はこういうふうに言ってますみたいなことが少し
1:54:51	例示でもいいんでわかるようにっていうところをお願いします。
1:54:56	運用エンターがでございます何に対して吹き付け塗装を行っているかっていうのを明らかにするということですね。わかりました。対応いたします。はい。清長です。あと 1.5。
1:55:08	88 ページ目。
1:55:15	ここちょっと気になったんで式の (6) の式の中の V A っていう空気の体積を表現しているところが、今回、記載していただいている、これ 0.282 って、
1:55:29	面積。
1:55:32	2 相当するあたりでその面積を事情して、高さかけてしまうと堆積じゃない。
1:55:38	なってしまうと思うんですけど、これ何で 2 乗してるんですか。
1:55:50	日本原燃の齋藤でございます。
1:55:53	こちら、メーカーに確認してこのような記載にしてるんですが事実関係よく確認して説明できるように、
1:56:03	整理いたします。以上です。はい。いつも大学企業なんで出したそこ影響受けないかもしれないんですが少し記載。
1:56:12	は、正しく
1:56:14	何が真実かというところで少し点確認をお願いします。
1:56:20	あと 89 ページ目の空気の物性値なんですけど、これは出典は、何から持ってきてるでしょう。
1:56:31	日本原燃の齋藤でございます。こちらの伝熱工学資料から、持ってきてるもののはずですが、少なくともこの表、
1:56:40	の、
1:56:41	ところに終点がちょっと書かれてないということがわかりましたので、明確にいたします。以上です。規制庁です。お願いします。
1:56:50	あと別添 10 に飛びまして、
1:56:56	142 ページ目。
1:57:03	ここを読んでいくとですね、
1:57:07	2.1 が始まって (3) 評価条件についてというふうには始まるんですが評価条件の中で全部結果まで、

1:57:14	と書いていて一方で2.2の方は、ちゃんとプラスとライズして、評価条件とか評価結果とかちゃんと書いているので、
1:57:23	2.1が少し後、2.1の(3)が少しゴッチャゴチャしているのでそこしっかり結果と条件書き分けていただければなという、この構成の話なんですけど、
1:57:36	わかりますでしょうか。
1:57:40	日本原燃の齋藤でございます。第2-1表で、結果まで書いていることに対して他の表では、しっかりと条件と結果書き分けられていると、第2-1表だけちょっと違和感変だと。
1:57:52	いうこと。
1:57:53	ですので、第2-1表、修正いたします。以上です。
1:57:59	規制庁から3-1表ではなくて全体的に条件と結果まで全部こうこう、この(3)の中で帰っていて、そのあとに、
1:58:11	また結果じみたことを少し書いて、考察ですね、書いているっていうような、
1:58:16	構成になっているので、条件と結果は分けて、書いていただきたいなというそういう意図でしたが、伝わっていません。
1:58:26	日本原燃の齋藤でございます。失礼いたしました。条件と結果について、書き分けるようにします第2の1評価条件とあって、
1:58:37	ちゃんとタイトルに整合するようにですね、見直しをいたします。以上ですはい、規制庁です。
1:58:43	日本原電の守谷です。今のコメントの趣旨としては、(3)評価条件についてというタイトルに対して、評価結果まで記載されているっていうそういうところですよ。はい、規制庁からです。そういう、まずはそういう意図で、2.2の方はその辺はちゃんと
1:58:59	書き分けられて、ちゃんと説明されているのでそっちに構造を合わせて、適切にしてくださいっていう伊東でした。
1:59:08	はい。そちらと構成をさせていただきます。はい、規制庁SDですねこの部分ちょっと評価のところろう、たどっていったんですが、
1:59:18	140ページとかで、
1:59:21	対象とする橋場も、
1:59:24	鋼材、どんな材質、サイズ、どんな材質なのか、材質は書いてんすけど、どんな角管だと思うんですが、
1:59:33	そういう各館のこういう、
1:59:35	サイズですとかそういうのが全然情報がなくて、そういうのがないと。

1:59:41	見れないんじゃないかなと思ったんで、その柱の情報とかですねあとは李伸樹もちょっと必要なと思ったんですが、
1:59:50	そういう情報を追加いただくことって可能でしょうか。
1:59:54	日本原燃の齋藤でございます。柱柱のサイズにつきましては、承知いたしました。で、梁の向きといいますと、
2:00:04	具体的にどういったことなのでしょう。お願いいたします。はい。梁にどういうあるかわかるかという評価をされていてその梁が遅行なんです。
2:00:14	ただ弱軸と強軸があって、今この或いはどっち向きのものを評価されるのかっていうところを、
2:00:21	少しわかりたくて、コメントしている次第ですか。
2:00:27	日本原燃の齋藤でございます。
2:00:30	江藤先生は理解できたと思いますので、針の向きについても、ちょっとわかるように、記載を修正したいと思います以上です。はい。ありがとうございます。
2:00:43	します。
2:00:44	別添関係は以上で、別紙も少しあるんですがちょうど2時間経ちましたが、
2:00:51	休憩挟みましょうか。
2:00:54	原燃いかがですか。
2:00:58	はい、右上日本原燃中浜でございます。はい。休憩よろしくお願いたします。はい、では10分間休憩して15時40分から再開ということでよろしくお願いたします。
2:01:10	日本原燃中浜です。40分再開了解しました。
0:00:01	お伺いしました。
0:00:03	では、続いて、Cは輪に移りたいと思います。まずC T Gで加工建屋の話があって今回テンプとの、
0:00:13	書き分けをしたということで先日のボックスのヒアリングでもちょっとあったんですが
0:00:19	大体数の読む方で詰めてきたっていうところがあってそこでいろいろなことを聞いて、こちらで充実したところが、こっち側の外バイパスの方ははっきり落とされていて、
0:00:31	テンプ側でも、その辺の情報がマージされずに、
0:00:36	あったってようなこともあったんですが、
0:00:40	その辺、再処理場は大丈夫でしょうか。
0:00:45	はい。日本原燃のモリマツです。外から04の記載を減らす際には、

0:00:51	再度確認しながらですね聞かしております。基本的に宮川 04 の中で、基本的な考え方設計方針、
0:01:01	あと施設選定で対象部位とかですかね、そのあたりのちょっと記載を抜いて、添付のほうに記載してることを確認して、
0:01:09	ちょっと能勢正確には同じ言葉で書くと補足だと結構細かく書いていたので、その年、
0:01:17	考え方が、添付の方に入っていることでその内容が読み取れる内容であるかっていうところを、間確認しながら、
0:01:26	展開しております。
0:01:27	はい、規制庁からですそういうこと、MOXまでちょっとあったので最初に一応ちゃんとそういう目では見ておりますが、原燃側でも、それより、
0:01:37	のほど、よろしく願います。
0:01:40	で、CTなんですけど、154 ページ名のところで、
0:01:47	情報を落とすのはいいとしてその評価結果とかですねその評価結果とかが、添付書類のどこにあるかまで書いてない状態で、
0:01:56	そうすると、結局何に基づいてこの資料を見ればいいのかわかんなくなってしまうので、情報としては落としたで、ちゃんとその結果がどこにあってそれに基づいて、
0:02:08	議論するんですということを
0:02:10	ちゃんと調整していただきたいんですが、まずはその辺、いかがでしょうか。
0:02:16	はい。日本原燃のモリマツです。江藤そうですね別紙の中でちょっと評価結果とかを抜く際にリンクを記載してませんでしたので、リンクのほうを記載するようにいたします。
0:02:26	はい。規制庁奥です。願います。
0:02:31	154 ページ目のまた書きのところが追加されていて、ここがちょっと、
0:02:37	不明瞭というか、
0:02:42	例えば、開口面積も大きいものとか、比較的開口面積が小さい扉とか、こういったものって、
0:02:50	そういう、
0:02:52	判定基準というか、何か、
0:02:55	判断というか、何かあるんでしょうか。
0:03:06	すいません日本原燃の蝦名です。今日ちょっと再処理側の方のお話をするとということで、ちょっとMOX側の方が、今、いないのでちょっとここすいません、答えられない状態になってます。

0:03:21	規制庁からわかりました。伝えておいていただければと思うんですがちょっと、
0:03:26	少し曖昧なんですけど図ナッツあの図とかで表現できればわかるようになるかと思しますので、ちょっとそういったところこういうコメントありましたっていうことを伝えておいて、
0:03:38	いただければと思います。
0:03:41	そうしました。日本原燃峯です。
0:03:43	はい、辻岡です。あとMOXバーで、僕そのあと、建屋の話なんですけど、157 ページ目の、
0:03:51	次効力評価結果のところの要素番号っていうのが、前回のコメントして
0:03:59	いてこれ結局フロア、
0:04:02	の、
0:04:02	何か良いついていう情報だったのでそのフロア回数を変えていただきたい
0:04:08	っていうところと、
0:04:08	あとその荷重なんかの条件も、少し、
0:04:12	丁寧に書いて欲しかったんですが、例えば再処理場はしっかり荷重条件
0:04:19	とかも書いているので、そういう、
0:04:19	ところも拡充していただきたかったんですがその辺も伝えておいて
0:04:26	いただければと思います。
0:04:26	日本語でモリマツです。かしこまりました。はい。規制庁岡です。別紙
0:04:34	1 に関してはそれぐらいでし 2 の方。
0:04:34	に移りたいと思います。で心の方はかなりいろいろ、
0:04:38	整理いただいて、わかりよくなったんですが、168 ページ目の、
0:04:44	(2) の、
0:04:46	一段落目の、
0:04:49	仕様の記載、これ、この板、車で、遮熱板の仕様は一発 6mm の観測孔
0:04:58	っていうふうに、
0:04:58	書いてるんですが、ここは仕様表等を書くような仕様ではなくて、この
0:05:08	リアルに使うような仕様。
0:05:08	変えて展開していくようなところというところ。
0:05:10	でいいんですね。
0:05:12	日本原燃のモリマツです。ちょっとここをですね、ヒアリング、前回ヒ
0:05:18	アリングが、
0:05:18	そうですねちょっとごめんなさい。ちょっとこれ記載が追いついてな
	かったところだと思います。7月15日ですってちょっと最初の基本設計方針
	に合っていない。

0:05:29	先ほど添付になっていないものだと思いますので、ちょっとこれ書きちゃうと、
0:05:34	多分何ミリなんだって話になると思うので、ちょっとそこは整理して、記載させていただきたいと思います。はい、規制庁外すタイミング的なところで、ちょっとずれてるけど本当はやっぱり資本等で担保することをここで、
0:05:46	存じるっていう認識で承知しました。
0:05:51	あと170ページ目のフローが追加されているんですが、この一番右側の流れがちょっとよくわからなくてですね。
0:06:01	まず、
0:06:03	右側の流れの、
0:06:05	一つ目の
0:06:07	分キーのところがないんですが、
0:06:11	火災の熱影響により砂層に至る可能性があるものがないんですが、これ、能がないのっていうのは何だ。
0:06:20	日本原燃の齋藤でございます。こちらところの判断としては、最初に至る可能性があるかというところで、その可能性に至る、至る可能性があるかというところに着目する等、
0:06:34	可能性としてはちょっと残されているという意味で能をつけずにそのままイエスに飛んでるといったことです。以上です。はい。市長そうですね。場合ワーキンキー。
0:06:45	ではないような気がするので、
0:06:50	ただし、
0:06:51	フローを変えて欲しいというような意図でコメントです。
0:06:56	はい。はい、守屋です。はい、その趣旨だと思います。こちらでもちょっと少し突っ込みが入ってました。はい、規制庁はですね、その下がですね、損傷に至った場合に本加熱状況昨日の直接まだ反省的に、
0:07:09	担う機器への悪影響を及ぼす可能性があるかと、これのイエスノーってこれは、
0:07:15	施工するしないの考え方は、
0:07:18	逆じゃないかなと思うんですが、
0:07:28	日本原燃の齋藤でございます。申し訳ございません。こちら逆ですので、記載は、修正いたします。以上です。はい、規制庁です。これらが何でしょうか。
0:07:39	例えば、
0:07:41	最終行成功する場合もなんで評価を、

0:07:44	会社にならないのかっていう考え方みたいなのはどっかに展開されてますでしょうか。
0:08:01	2本目のモリマツです。文章として、悪影響をこういう形で動かさなければ、みたいなところはちょっと書いてないと思いますので、ちょっとそこを、か。
0:08:14	ちょっとかかって、書いてないと思いますので書き出していきます。
0:08:19	はい。規制庁大蔵ですそういうところを少しケアしていただいた方がわかるかと思いますんで、
0:08:25	よろしくお願いします。
0:08:27	あと173ページ目、174ページ目もなんですが、
0:08:32	今回、評価対象部位の選定のところでいろいろ、
0:08:37	記載していただいたんですがまず機能に、のところがバーになってるような、
0:08:42	ものが幾つかあるんですが、これらは何で昨日のところは説明しなかったんでしょうか。
0:09:00	日本原燃の掘場です。これらの部材については昨日は明らかたためちょっと書き出してなかったという感じなところだと思います。
0:09:12	取りつけ簿これは何か取り付けもとり付け入るものである。
0:09:18	ていうところをちょっと書くようにします。
0:09:21	はい。そう。もう普通に書けばいいんじゃないかなと思って、判例がちょっと紛らわしくてバーの場合選定対象外という、その選定結果のみ判例がついているにもかかわらずこういうところでバーがあると。
0:09:34	どういうことだっていうふうにもなってしまいますので、昨日なんで書けないことはないと思うので、
0:09:41	そこは変えていただければと思った次第です。で、ちょっと聞いたかったのは、選定理由側は、
0:09:47	ただ評価対象とするというふうになってるように読めてですね、こういう部分が、
0:09:53	こういう部分が何で評価対象なのかっていうことを、もう少し書き下していただきたかったんですが、そこはいかがですか。
0:10:03	日本原燃の齋藤でございます。評価の対象外とする場合にはちょっと手厚く利用書かないといけないのかなとちょっと思って、記載をしてました。評価の対象とする場合についても、理由を書くようにいたします。以上です。はい。そうですね。
0:10:18	それはそうなんですが、やはり評価対象とする場合も、何で評価対象とするのかっていうのを、

0:10:24	選定理由を書くような表なので、
0:10:28	理由をもう少しちゃんとこちらとしても書いてくださいっていうのが趣旨でしたので、よろしくお願いします。
0:10:36	あと別紙3の方、
0:10:38	仁木まして、
0:10:42	まず、別紙3182ページ目、1、概要のところは、ちょっと前のフェーズなのかな。
0:10:51	ていう思うんですが、基本方針に紐づいているとかそういうところなんですが、
0:10:58	もう、
0:11:00	これは今の、
0:11:01	書き方で正しいのでしょうか。
0:11:04	日本原燃のモリマツです。これはちょっと季節ではないので修正させていますこれ大分前の、ちょっと添付の名称になってますので、そこは申し上げません。はい、そうです。その辺は丹さん。
0:11:16	清さんいただければと思います。
0:11:18	188ページ目からの、
0:11:21	ところで、
0:11:22	188ページの第2-2表にある、
0:11:26	一次加工の分散の部位が、
0:11:29	評価結果までの流れの中で、
0:11:33	どこのことかっていうのがちょっと明確にわからないとずっと図等も含めてです。
0:11:40	この辺がわかるようにちょっと、まずはしていただきたい
0:11:45	いかがです。
0:11:54	日本原燃の齋藤でございます。確認なんですけれども、第2-2表の部位、機器、柱とかトラス柱等、記載がありますが、それが、
0:12:06	例えば構造図上のこの部分のことですということを知るようにするという、
0:12:13	コメントでしょうか。はい。規制庁佐田です。はい。その通りですわかることはわかるんですけどちゃんと説明していただきたいっていうところで、
0:12:22	基本としています。
0:12:28	日本原燃の齋藤でございます。趣旨理解できましたので、そのように修正できるような検討いたします。以上です。長そうですね関連してですね、200ページ目の最後の評価結果のところ、これ2、

0:12:42	紐づくように、それぞれの部材の応力空洞費が書いてあるんですが、
0:12:50	座屈拘束ブレースがないんですけど、これって何でなのかなっていうところは、
0:12:57	いかがですか。
0:13:01	日本原燃た課でございます。座屈拘束ブレースに関しましては、地震のみに機能を発揮する部材でありまして、通常時に対してはその機能というものは、
0:13:13	特に見てないので、一応応力としてはと書いてないっていう今状態になってます。以上です。それはわかりましたじゃそ、そういったことも、
0:13:24	少しわかるように、展開いただくっていうことと、あと、この評価結果の方が少しやっぱちょっと淡泊かなと結果しか書いてないんで、
0:13:34	このMOXの加工建屋なんかも同じ目的で、少し荷重の数値とか、労力とか書いてたと思うので、その辺横並び。
0:13:44	少し記載拡充、
0:13:49	日本原電た下でございます。同じ別紙同士等でボックス側の方の記載をちょっと確認して内容を記載拡充したいと思います。以上です。はい、規制庁ですよろしく申し上げます。
0:14:03	丹です。
0:14:06	何か
0:14:11	ちょっとそんなのないようでしたら、あと外来か14は、特にこちらからはコメントありませんが、
0:14:19	そちらもコメントないという、
0:14:21	ことでよろしかったでしょうか。
0:14:25	日本原燃の森本です。はい。もし、問題ございません。
0:14:28	はい。
0:14:28	次、外貨19かと思うんですが外貨19の方、いかがでしょうか。
0:14:34	説明等ありますでしょうか。
0:14:36	はい。当該69について、簡単にご説明させていただきたいと思えます。外部19につきましては前回構成を、添付の構成の件でちょっとコメントを受けていましたので、
0:14:48	その観点で修正しています。
0:14:52	少々お待ちくださいちょっと、ちょっと資料、もう少し、
0:15:05	すいません。
0:15:07	衛藤。

0:15:08	こちらにつきましてははですね前回、ちょっとコメントを受けてまして、補足と添付がですね内容が重複しているというところで、添付と補足を書き分けております。
0:15:20	こちらの補足につきましてはタイトルでも書いております通り、考え方を記載する形にしています。細かい数字については、基本的には、
0:15:30	添付の方で展開する形にしまして、そういう形にしております。
0:15:35	ですね、基本的にはですね野辺
0:15:39	資料は前回コメントいただいた通りで修正させていただいております。別添2の中でですね、冷却塔の評価をちょっと記載してしまっていてそこについてちょっと前回コメントがありましたのでそこについては回答させていただきます。通し番号16ページですね。
0:15:59	こちらの方で冷却性を持って、どういうものなのっていうところがございましたので、
0:16:05	応力評価とか、御所対決評価に使われる最高使用温度を使いますと、これについてはですねこの温度になったとしてもですね
0:16:16	貯蔵の溶液が沸騰するものではございませんというところを追加で記載させていただいております。これは確認した上で評価等をして確認した上でですねちょっと記載しているものでございますので、
0:16:28	ちょっと苦節ポイントの関係もございまして、ちょっとこのぐらいの精度をさせていただいております。
0:16:36	あとはですね。
0:16:39	記載を適正化しているぐらいです。以上です。はい。規制庁羽田です。まず16ページ目のポツ冷却水の最高使用温度のところなんですけど、やっぱり、
0:16:53	ここを少し書き足りてないなというふうにこちらとしては思っています。
0:16:59	何でこのでいいのかっていう観点がまず、必要と、沸騰に至ることはなくってというのはわかるんですが補足説明なので、少しその妥当性を説明いただくところかなと思うんですが、その辺いかがです。
0:17:15	衛藤妥当性として、文章として書き出ささせていただければよろしいでしょうか。はい、規制庁がその分で書き、表現できるのであれば当然文明書いていただいて、もし分でもわかりづらいようであれば、何か。
0:17:29	そのサンプル的なものを用いたり、
0:17:34	もう少し
0:17:36	市長、荘司みているので今、少しその理由を、
0:17:40	丁寧に書いて欲しいなっていう、すいません。規制庁笠田です。

0:17:46	今井。
0:17:47	おうかが言った通りではあるんですけど、そもそも何でこの温度で設定してんのっていうことが、
0:17:54	本来の設定根拠の説明であって、
0:17:58	それで、
0:18:01	それが何ですかねここで言えば、外気温の影響なりがあってそれに
0:18:09	熱伝達のことを考える等、 Δt があって、
0:18:16	この温度に実態上なりうると、そのときに、冷却性の維持できるようにこういうふうになっているっていう順番じゃないかなっていう気がするんですけど。
0:18:27	そこら辺の実情をちゃんとわかるように書いていただくっていうことだと思いますが、原燃理解できます。
0:18:36	はい。日本原燃のモリマツです。出資理解いたしました。まずちょっと
0:18:42	ラムではあったと思うんですねこの耐圧強度とか、使ってる温度を一律買いますと宣言をして、
0:18:51	別にここまで上がることは基本的にはないんですけども、池底強度とすると、これなんで、その強度でいいのかっていうところの妥当性をまずかけていないと。
0:19:00	その上で、その温度で、沸騰しないですよっていうのが、主張だけが書いてあると、その説明も足りてないというところだとは思ってます。ちょっとそこら辺ですね
0:19:11	書き足すようにいたします。
0:19:16	はい。規制庁岡です。
0:19:18	まずその趣旨ですのでよろしくお願いします。加えてなお書きのところも少し、
0:19:24	足りてないかなっていう印象で、やっぱりこちらもちょっと荘司に行っていて、
0:19:31	従来はこう考えたんだけど、結構いろんなことを検討して行って、こういう観点が出てきて、結果的に、こういうところを考えて変えましたっていう
0:19:43	変えたことの妥当性をちゃんと説明していただきたいんですが、その観点でもいかがですか。
0:19:51	日本原燃のモリマツです。はい、そのように、ちょっと書き出します。
0:19:55	はい。規制庁甲斐です。外部課長には一時的な温度上昇であるっていうことが何度か書いてあるんですが、こういったところの

0:20:03	外部火災今、森林火災とか石油備蓄基地火災とか航空機墜落火災とか、 いろんなフェーズのその時間軸があって、いずれも一時的といえる話で はあるんですが、少し定量感を持って
0:20:17	ただ、一時的な温度上昇というふうに表現するんじゃなくて定量感を持 って、妥当性を示していただければと思いますんで、
0:20:26	よろしくお願いします。
0:20:29	山田の大屋手塚氏困りました燃焼継続時間とかですかね。
0:20:34	はい。
0:20:36	とか、す。そいきなり、ちょっとそうそういう限定じゃなくて数日と か、数時間とか、そういったところを書くようにします。はい、規制庁 です。よろしくお願いします。
0:20:47	で、あとその観点。
0:20:50	あとは変わります。その観点でまず、規制庁側から他、
0:20:56	確認したいことがありますでしょうか。
0:20:58	古作です。今のはなCは結局は、この評価は、短期荷重、長期荷重ど うのことを考えてるんですかっていうことうだと思うので、
0:21:10	関連するところ全般、
0:21:13	表現を合わせるようにしていただいたらいいかなというふうに思 います。以上です。
0:21:22	米田モリマツです。かしこまりました。
0:21:26	はい。規制庁岡です。
0:21:28	で、あと、
0:21:30	菅
0:21:31	16 ページ目の同じページのb ポツII の方で、こちらは考え方を示してい て、添付書類のある通知を示しているということで書き分けを確認した んですが、
0:21:44	前々から少しコメントしているそのメーカーの仕様等で数値が決定して いるようなところが、
0:21:52	ただそのメーカーの仕様で決定してますというような書き方になってい て
0:21:58	紀陽のわかるようなところを、
0:22:02	マスキングベースで結構ですのでちゃんとわかるように、
0:22:06	写しなり何なりを書いてくださいというようなコメントをずっとしてい たと思うんですが、今回もそういうの記載はなかったんですが、その辺 やはり難しいということなんでしょうか。

0:22:17	日本原燃のモリマツです。そうですねメーカー仕様というところ公開されてるものでないものが大半でございます。で、前回のコメント、
0:22:28	としてはちょっと我々の受け取りとしては出典を書くようにというふう にちょっと記載、言われておまして、ちょっと記載としてはですね、
0:22:35	メーカーしようとし、しか言いようがなくでですねそこで書いてあると いうものになってます。メーカー仕様の中データ、その素材自体がその メーカーノウハウのものがございますので、どんな物性値物性使ってる かとか、
0:22:48	そういったものもあるので、この段階で使いましょうというところもあ ってですね、ちょっとそこが、これ以上書くのがなかなか難しいという 状況になってます。
0:23:00	はい。規制庁岡です。メーカーなんかとは相談した結果なんでしょう か。
0:23:06	日本原燃のモリマツです。はい。もちろん、相談させていただいて、例 えば住戸さんで仕入れていただいている施設についてそのメーカー、重 工さんから、そのほかのメーカー、
0:23:18	ですねメーカー、その中から仕入れてるメーカーに含めてちょっと調査 をさせていただいて、これ、この恩田田井で使って歩使って欲しいと か、いうところの仕様はあるんですけども、
0:23:29	それって何、何が何、何の温度に基づいて、これでやるとかいうところ が明確にやられないところが多くてですね、ちょっとなかなか厳しかっ たというのが現状でございます。
0:23:44	はい。規制庁岡です。
0:23:46	結構多かったとおっしゃる。
0:23:49	て言いましたが、添付書類の方で展開しているようなところを、マス キング箇所なんでもあまり言いづらいですが、
0:23:56	そういったところも含め、
0:23:59	この
0:24:01	設工認で担保取ろうとしているその許容温度が、
0:24:05	全般的にそういう。
0:24:07	セイリンそういうふうな結論ということなんでしょうか。
0:24:14	日本原燃のモリマツです。ちょっとそこは確認させていただきたいと思 います何かそのカタログ的なもので、
0:24:23	指定されているものも確かあったような気はしますので、これは書いて なぜこれはこっちは書かないのって言われるとちょっと苦しいところが あって、もうメーカーしようというふうに一律まとめた。

0:24:35	整理がございますので、書けるものは書くというスタンスでちょっと整理させていただきたいと思います。はい。規制庁の井戸としてはそういうこと等、
0:24:45	して書けそうなものも結構あったので全部書けないっていうのは何かすごく違和感があったんですがそういうことでまとめて、
0:24:54	いたんでしたら、書けるものはしっかり書いて書けないものは
0:24:58	少し
0:25:00	なんで書けないかまでは結構ですが目、
0:25:04	メーカーの確認結果とかそういう、
0:25:06	ちゃんと確認して自分たちの設定として担保取ってるんだということが、全部の数値に対してわかるようにしていただきたいっていうのが意図で、そういう対応をとっていただきたいんですが。
0:25:19	理解できましたでしょうか。
0:25:21	はい。日本原燃モリマツです。はい。確認結果という文言を使わせていただけるなら大分楽にはなりますので、それ、もちろん全部確認はしてるので、全部メーカー確認結果と書くことはしないですけど、
0:25:33	ちょっと掛けて、これどうしてもだ、これ、この給与温度の根拠を出してしまうと、
0:25:40	メーカーとして、そういう時代がノウハウ等でって言われてるものについてはちょっとそのぐらいの記載とさせていただいて、書けるものについては書くようにいたします。はい。規制庁宗です。はい、わかりました。まずはそういう整理でしっかり、
0:25:52	出せるものはですね、できるだけ前広に出すっていうことでお願いします。
0:25:58	あと都築 20 ページ目。
0:26:03	から、今回いろいろ再整理いただいてステンレス行の共用温度をまとめていただいたんですが、
0:26:11	まずこれ実験値という相関相関式になっているので、単位系が結構数値のところに入ってきてないので単位どんな単位使ってるのかを予防力ですねとか。
0:26:23	そういったところはちゃんと書いていただくようにお願いします。
0:26:29	日本原燃森本です。かしこまりました。
0:26:32	あと 20 規制庁古里 22 ページ目の、
0:26:36	この第 2-3 図は、ちょっと説明がわかりづらくてですね。
0:26:40	まず、縦軸はこれ、応力度って書いてるんですけど、これ応力度比で 1.0 からどのぐらい下がったかっていうことを表現したいんですよ。

0:26:54	はい、日本のモリマツです。そうなります。
0:26:58	はい、規制庁からですそういうのがちゃんとわかるようにしていただいて1.0がな、何のポイントなのかと電線は何を表現してるのかっていう
0:27:07	ところが、説明的にはないので、ちゃんとそういうところが図でもわかるようになっていて説明でもわかるようになっていてという
0:27:17	していただければと思いますが、いかがでしょうか。はい。
0:27:20	かしこまりました大変申しません基準応力度でしたっけ。その香西の方でちょっと書いたやつを確か書いてあったはずなんですけどそれがちょっと消えてしまってるので、その点線聞いてるところに分と3Fと、
0:27:34	いうふうに記載したところもちょっと聞いてしまってるので、
0:27:37	そこはちょっと修正させていただきます。規制庁羽根です。よろしくお願ひします。あと、25ページ目の、
0:27:45	今回重油の花シーンもまた、
0:27:47	いろいろ、
0:27:49	まとめていただいたところではあるんですが、25ページ目の2ポツの、
0:27:54	田巻。
0:27:56	これは、
0:27:57	なんで、
0:28:00	また、許容温度が厳しい重油については、
0:28:04	ていうふうを書いてあるんですが、
0:28:06	なんでこれ、
0:28:08	まず、今回重油だけにしたんでしょうか。
0:28:16	日本原燃モリマツです。評価結果が厳しいものについて、
0:28:22	他の給与につきましては、文献値の数値をそのまま使っております。
0:28:32	その旨でメーカーサックスへと2ポツの下に書いてある通りメーカーが作成するSD数に記載されるような仮定に基づいて、東京を決めますというのがまず宣言になってます。
0:28:44	それ一の中で、
0:28:48	それだけだとちょっと発火点に近いものがありますのでそれについては、そ、さらに補足をして、したというものになってます。ちょっとその経緯が書けてないのでちょっとそこを一言出すようにいたします。
0:29:00	はい。規制庁甲斐ですその辺、
0:29:02	経緯、いろいろあった数字ではありますので、そういうところがちゃんとわかるように、ちょっと
0:29:08	今日も厳しいだけで、この

0:29:11	これだけを書くっていうのを少し、たんぱくかなと思いましたので、お願いします。
0:29:18	あと、同じページのポツの最後のポツ、なお、長きでぽつんになっているような、こういう情報も、
0:29:29	設定根拠というよりは背景、
0:29:33	に近いものがあるって、何でこれが設定根拠にまずポツで書かれたのかなというところは、
0:29:39	ちょっと伺ってみたいんですが。
0:29:41	何。
0:29:43	日本原燃のモリマツです。まずこちらの資料については設定根拠を、タイトルがですね、設定後になってるか、というか考え方を指し示すものになってまして、
0:29:54	ここをこういうふうに考え方を持っってこういう許容値を設定する考え方になってますよっていう、そちらとの何ですかね考え方をちょっとご説明している資料になってます。
0:30:07	なのでちょっと最後のなお書きのこのような形ですね、こういう考え方になっているのでこういうふうにしてますっていう。
0:30:15	記載が出てくるというものに、と考えてます。
0:30:20	はい。それ超過です。何か設定根拠と言われればそうかもって今思った次第ではあるんですがここが、
0:30:28	今回説明、
0:30:30	しなきゃいけなくなった理由そのものだと思うので、
0:30:34	結局、経緯とかをしっかりとめるところで、こちら辺がちゃんと整理されてないとこの資料自体が何で存在するのかっていうところに、
0:30:44	なってくると思うんです。
0:30:47	うん。で、ここはぽつぽつ綱をなお書きではなくて、ちゃんとその前段で、
0:30:53	経緯とかを、
0:30:55	まずはしっかり説明いただくっていうところで使って欲しいんですがいかがでしょう。
0:31:00	人間もいます。趣旨ごめんなさい、理解しましたそういうことですね。なぜ、だから、滝井の今日の厳しい中の話とセットになるところの話になると思うので、
0:31:12	形としてちょっとまた書き等含めてですね。
0:31:15	確認いたします。
0:31:16	はい、規制庁岡です。

0:31:18	お願いします。開会中意見に関して私からは以上なんですが、
0:31:22	他の成長がわからなくありますでしょうか。
0:31:29	にないようでしたら次がいかにかに 11 でしょうか。
0:31:35	はい、日本のものです。はい。そちらで構いません。
0:31:38	ここから先は特に説明
0:31:41	ないんですか。
0:31:43	20 日
0:31:46	基本的にはですねこの他の資料については
0:31:52	いただいているコメントをそのまま修正しているだけになっていますので、特に説明はございません。ただちょっとガイド 02 の森林火災だけはちょっと
0:32:02	回答しなきゃいけないものがございますのでそちらについては、ちょっとまた後でちょっと回答させていただきたいと思います。規制庁はですね、21 日、確認
0:32:15	2.2. 1 の (1) の a ポツ建屋と b ポツ危険物の施設等の項について前回、
0:32:24	何でこれが二つは、違う熱伝達ケースを使うのかっていうところを、
0:32:32	その使い分けの考え方を説明してくださいっていうふうに、
0:32:36	コメントしたと思うんですが、今回そこら辺の説明がなかったんですが、どっかで書いているんでしょうか。
0:33:05	円です少々お待ちください。
0:33:09	どう書かなかったっけ。
0:33:18	日本原燃のモリマツです。申し訳ない。ちょっとどこかに書いたような気はするんですが、ちょっと多分、
0:33:25	筧、仲井竹下りしているのちょっと消えたかもしれません。ちょっと確認した上でですねちょっと、
0:33:32	使い分けですね、使い分けというか、
0:33:36	そうかそうか。思い出した。すいません
0:33:41	ですね。
0:33:49	少々お待ちください。
0:33:57	あ、すみません 2、
0:33:59	江藤と 10 ページ 3 ページの、
0:34:04	2 ポツですね、
0:34:09	まず放熱を考慮するものも書いてるんですけども定常計算を行うものについて今月を考慮しますと、

0:34:16	評価結果が現実と乖離が大きくなる火災についてはという冒頭の宣言が ございますので、
0:34:22	ちょっとそれを伴ってちょっと具体的にちょっと建屋と危険物、
0:34:29	についてちょっと書き分けをしてないというものです。
0:34:32	ごめんなさい。ちょっとそういうぐらいの記載にして、冒頭で厳しい 場合はちょっと考えますっていうところにしてあるのでちょっとここで 書かなかったという感じですかね、と。
0:34:42	以上です。はい、辻岡です。ちょっと違うような気がしていて、建屋の 現物調節等も、
0:34:51	輻射も滞留もそれを考慮していて、
0:34:55	その滞留部分、
0:35:01	立山側温度変化に依存したような評価をしていて、危険物施設等は文献 値 1. で評価しているってそういう違い。
0:35:13	という理解なんです、
0:35:15	違いますでしょ。
0:35:18	計算評価としては、5000 日本円で漏れます。評価としては、はい、その 評価の違いです。はい、規制庁です。でしたら、先ほど説明があった放 熱量を考慮して評価するっていうのはいずれも放熱量を考慮して、
0:35:33	評価していて、
0:35:34	その
0:35:36	両者とも放熱量は考慮しているんだけど、一方で、温度依存を少し、ち ゃんとした
0:35:45	パラメータで評価しているもの等、文献値のざっくりした評価でやって いるものの違いっていうその書き分けを伺っているんですが、そこは いかがですか。
0:35:57	日本原燃の守谷です。はい、かしこまりましたちょっとそこを検討いた します。
0:36:03	はい。木瀬超過です。
0:36:06	はい。検討されるということでもた。はい。
0:36:09	確認。
0:36:11	あと 13 ページ目、
0:36:16	もう、
0:36:21	ところ、これ、第 1-2 表で 37 度との平均温度っていうのは入ってきた んですが、
0:36:28	ここの、今日は 37 度の平均温度で作っているんじゃなくてそれぞれ の、

0:36:36	温度で、それぞれの密度とか低圧熱から、
0:36:40	評価した結果で 37 度からの差異をとっているっていうそういう理解だったんですが、この 37. の平均というのは、どういう意図で書いてあるんです。
0:37:00	日本原燃の齋藤です。少々お待ちください。
0:37:11	日本原燃の齋藤でございますちょっと確認が必要なんですけれども、評価上この 37 度との平均温度というのが、評価における入力の一つになっておりますので、
0:37:22	それをちょっと記載しているということなんですけど、申し訳ないですけどこういう趣旨だったのでしょうか。お願いいたします。以上です。ここで熱伝達係数を説明する意図としては、
0:37:35	37 度から徐々に温度が上がっていったときに、空気なんで、いつも日圧比熱のね、粘性率の熱伝導率のプラントル数もほとんど変わらないですよっていう。
0:37:47	ことを説明するための図で、いずれも空気の物性値でそれぞれの温度に対して、
0:37:54	それぞれの熱伝達率が出てくると、で、その
0:37:59	そういう環境が、
0:38:02	37 度と比較しても大した変わりませんっていうような説明をするっていう表だと思っていたんですが、
0:38:11	違うんでしょうか。
0:38:15	日本原燃の齋藤でございます。ちょっともしかしたら繰り返しのような形になってしまうかもしれないですけども、これ評価としては、あくまでその外気温というものは、37 度に、を設定した場合に、
0:38:28	鋼材の温度というのが上がっていったときに、どれだけの熱伝達率というものが期待できるのかということを、計算で、
0:38:37	示すと。
0:38:38	いうこと。
0:38:40	なんですが、
0:38:43	ちょっとそういう示し方ではないのではないかとということなんでしょうか。規制庁甲斐です。言ってることは同じかと思ったんですがそこで何で平均温度を使うのかなっていうところで、
0:38:55	鋼材表面も、
0:38:58	頭空気温度と、37 度の平均というそういうことなんでしょうか。
0:39:13	日本例のサイトウでございます。

0:39:15	今その用いることにしてるモデルとか評価式上、こういうものが必要だ ということで入れてはいるものの、大川さんのおそらく趣旨としては、
0:39:27	このモデルでいいのかっていうところだと思いますので、そちらについ ては、ちゃんと理由も書かせていただいて、
0:39:37	理解できるようにしたいと思いました。いかがでしょうか。はい、鶴岡 です。もしかしたら、
0:39:45	しれないんですが、比較しているものが空気に追いつける空気側だけを見 ているんじゃないかと、
0:39:53	鋼材表面の、
0:39:55	ところも踏まえて、 Δt をどこで取ってるかっていう時に、
0:40:00	その平均値を使ってるっていう意図で、そその礼金器を、
0:40:06	平均温度を使ってそれぞれ評価してますっていうことなんです、ちょ っと私も見方勘違い。
0:40:13	してましたが、その辺を取るように拡充いただければわかるかと思いま すので、
0:40:17	またお願いします。
0:40:20	日本原燃の齋藤でございます。はい。確認して、必要であれば記載拡充 いたします。以上です。
0:40:27	規制庁大岡です。あと 25 ページ目からの、
0:40:31	ところで、今回検討機の熱伝達率を、
0:40:36	記載いただいています、ここで
0:40:41	ちょっと気になったところがありまして、25 ページ目の 2 ポツ、(1) の諸条件の代表ボードの考え方が、
0:40:50	ちょっと今の話も使うような話ではあるんですが、
0:40:54	この 37 度等の装荷平均を、
0:40:58	なりそうだなっていう温度の相関平均をとって、
0:41:04	値に対して、熱伝達率を求めていると、それぞれの物性値に対しては、
0:41:11	その温度が入る局所の 20 度の間で、線形補間していると。
0:41:18	グローバルの温度変化とローカルな温度変化の
0:41:22	関係っていうのを少し埋めるために、
0:41:24	そのグローバルの年間を使ってもいいんだっていう、
0:41:28	ところの説明が必要だと思うんですが、出資理解できましたでしょ うか。
0:41:37	日本連盟の齋藤でございます。すみません少々お待ちください。
0:41:45	日本原燃のモリマツです。

0:41:47	ちょっともう一度ご説明いただけないでしょうか。はい、規制庁です。諸条件のところの代表温度が 37 度と 240 度の、
0:41:59	間で、
0:42:00	草加平均、
0:42:02	取って、一時設計保管してその中点をとってるといったような温度を使っている、
0:42:08	一方で物性値は、ちゃんとデータベースに基づいて 37 度から 140 度の間の挙動が関係なく、
0:42:18	4 社強尺度から 420 度の間の挙動を使っている。
0:42:24	こういった場合、その 37 度から 240 度の間を線形補間して、
0:42:30	この 111 度を使っている人を使っているというような理由は必要じゃないかなと、そこの情報をつなげる理由が必要なんだろうなと思ったんですが、
0:42:40	一つありますでしょうか。
0:42:44	はい。日本原燃のモリマツです。衛藤。
0:42:47	ちょっとごめん、復唱させていただきます。基本的にはこちらの熱伝達係数の物性 G ですね、が 240 度までの
0:42:57	線形補間で評価しているものに対して、他のものでは、その上、数字を文献値の数字をそのまま使っているの
0:43:08	違いを、どうせ、説明しなければならぬというところですかね。はい、規制庁。
0:43:14	はい。何でも一緒なんですけど広い範囲で線形補間して、詳細の物性値見ていくとすごい
0:43:22	イチジじゃない。
0:43:24	変動の仕方をしていてその一次を取ってしまったりすると、全く違うポイントで音頭を取ったりしてることもありますので、
0:43:35	そういうケアが全体的な挙動を見た上で、ローカルでもちゃんと線形でとっていいっていう、
0:43:41	ことをちゃんと各取るっていうところが必要し、
0:43:45	なんのなので、そういうところを少しケアしてくださいっていう意図だったんですが、空気なので、
0:43:51	多分線形性は高く、そういうところ
0:43:54	すいません。
0:43:57	そういったところを少し照らして、
0:44:01	排尿元のモリマツです。それはかしこまりました。

0:44:05	はい、規制庁課です。ちょっとそこで気になったんですが25 ページ目のその代表ボードのところの最後のところで、
0:44:12	なお書きで物性値に用いる温度が高いほど熱伝達率が小さくっていうふうになってるんですが、
0:44:18	これはちょっと今まで聞いてきた話と逆な気がして、例えば10 ページ目、
0:44:24	同じ資料の10 ページ目で、
0:44:26	やっぱりクッキーは、
0:44:28	温度が、
0:44:31	9人ほど香西です。戸澤ですけど、こんな低い行動熱伝達率は、
0:44:37	高くなってる挙動もあるんですが、
0:44:40	これはどういう、
0:44:42	意味なのかというか、何か説明つきます。
0:45:09	日本原燃の齋藤でございます。
0:45:13	こちらの第1-1 図で示している、温度依存を考慮した時の熱伝達率の変化について、
0:45:23	どういうことなのかという、
0:45:27	コメントだと思うんですけども、こちら、
0:45:31	包材の温度が高い場合に、
0:45:35	その鋼材に接しているような、
0:45:40	空気空気の温度、
0:45:42	も高くなる場合には、
0:45:45	ちょっと失礼します。
0:45:49	日本原燃のモリマツです。ここは対流によって放熱する量のことを説明しています。先ほどちょっとちょうど議論していた13、13 ページですね。
0:46:01	こちらを見ていただければ温度が高い方が、37 軒、基準値に対して、放熱量が小さくなるという結果が見られています。
0:46:12	それを文章として書かれているんだと思っていて、ちょっと輻射放熱の方は、温度が高くなると輻射、本日は大きく、大量の方は、温度が高い方が、放熱しにくくなる。
0:46:25	という関係性がございます。空気で冷却される25 ページのところですね。
0:46:30	につきましては、この認識で問題はないかと思っております。はいすみません日本エヌセガワですけども、ちょっと感覚的に今の説明が私も納得いかなくて、

0:46:42	普通温度が高くなると熱伝達率って
0:46:45	より改善していく方向よくなる方向っていうのが、物理質的に一般的な傾向で、ここに書いてある 25 ページはそれと逆行することを書いてますんで、
0:46:56	ちょっと内容を精査させてください。
0:47:01	はい。規制庁岡です。はい。服さも含めのページでちょっと示してしまったのも、混乱を招いたかもしれませんが私も瀬川さんと同じで、やっぱり
0:47:11	向こうになって、熱伝達率がさ、
0:47:15	今からもありましたのでそこをまずは整理いただいて、とせ
0:47:24	資料に関して、
0:47:26	一応、
0:47:34	特にないようでしたら次、海外が 02 ですから、
0:47:43	はい。大学の新居についてはちょっとコメント回答しておかなきゃいけないので一言だけちょっと追加させてください。植生調査についてちょっと前回問われておりました。
0:47:54	中身については、もう特にちょっとコメントはなくてちょっと記載をしているものではございませんけども、2013 年ですね直接調査をしてから、もうは、10 年ぐらいたっております。
0:48:07	それで現在、現状と
0:48:10	現状に影響はないのかっていうところはちょっと前回問われておりました、植生調査をするというふうに回答させていただいておりました。
0:48:18	で、
0:48:18	その植生調査の結果ってどういう位置付けでやるのということをちょっと聞かれたままになっておりましたのでそちらについてはですね、今回ちょっとご回答させていただきたいと思います。
0:48:28	植生調査につきましては、他、防火耐幅を決める上での設計の一つのパラメーターとなりますので、照明検査の中でですね、エビデンス確認として、
0:48:40	しっかりとお示ししていきたいと思いますので、す。よろしくお願いたします。
0:48:46	送信火災につきましては特にほかにコメントはなかったかと思っておりますので、説明は以上となります。はい、規制庁です。今のところはわかりました。資料の中でも、2000、

0:49:01	何年だかっていう、最近の結果が、10 ページ目のところですね10 ページ目の第3の水の注記のところ、2022年現在の植生を調査しているふうに、
0:49:11	あるんですが、結局もう、調査されたっていう理解でよろしいんですか
0:49:20	日本原燃の齋藤でございます。植生の調査については、今年、すでに行っております。その結果を少し、ちょっと記載させております。以上です。
0:49:33	はい。規制庁岡です。あとヒアリングで年1回調査していくみたいなことも、
0:49:40	伺っていましたが、結局、今後も年1回大体見ていくっていうそんな感じでよろしいのでしょうか。
0:49:58	規制庁から3の4ページ目の下のところに、今回明記ください。
0:50:03	たところになります。
0:50:07	はい。日本原燃のモリマツです。保安規定の検査として、年1回やっていくというところですが、ちょっとちょっとそこをですね、また、
0:50:19	募集中には、審査を終わる。終わりたいとは思っているんですけども、定期的にやっていくような形を考えるか、どうするかちょっと社内で確認いたします。はい。規制庁加瀬です。わかりました。
0:50:31	いつからっていうところが今回ちょっとなかったかなってところなんです、10 ページ目に、
0:50:38	2022年現在ってあったんで、2022年から年1回でやっていくのかなと思ったところだったんですが、まだちょっとそこは少し社内で検討しているという、そういうことなんでしょうか。
0:51:09	少々お待ちください。
0:51:20	はい。日本原燃の森谷です。検討するさせていただきます。
0:51:24	はい。それ10日です。はい。わかりました。であれば、ちょっともう少しその何年からっていう情報が少し欲しかったなっていうところもあって、
0:51:34	また、
0:51:36	整理結果を反映させて、
0:51:39	話していただければと思います。
0:51:42	あと8ページ目の、あ、すいません。規制庁コサクです。今の点なんですけど、今後の継続的な対応について整理をするっていうのは今の話でいいんですけど、
0:51:57	これらの話基本はその許可の断面でいろいろ等聞いている、
0:52:02	その状態が設工認の断面でも、

0:52:06	同等かと。
0:52:08	というような古藤ワー
0:52:12	このタイミングでちゃんと説明いただかなきゃいけないくて、
0:52:16	それについては、随分前にも何か話したような気がするんですけど、どう手当をされてるっていうことでした。
0:52:29	現在の植生状態が同等であることにつきましては、植生、植生調査を確認して、
0:52:38	どちらかという植生が減っているというところまで確認してます。
0:52:42	ちょっと現在ちょっとF A R S I T Eは強い。
0:52:45	ンス準備をしておりますしてそちらで同等であることを確認しようとしております。
0:52:52	コサクです。それはあれですかね、設工認の断面では、その断面において、許可で整理したところからどうなってるかっていうのを追加調査をし、
0:53:05	そこの内容を添付書類なり、補足説明資料なりということで説明されると。
0:53:12	で、この場所についてはその後の話だっていう理解ですか。
0:53:24	衛藤現状調査している結果につきましてははい、これからはお示しさせていただきますしたいと思いますと思います。
0:53:36	はい。補足です。大川さん何か私の理解とかとずれてたり、何かわかんないんですけど、今ちょっと岩澤他のF A R S I T E回さなきゃいけない状況っていう。
0:53:46	ところでちょっと、
0:53:48	違和感があったんですが、基本的に現状と同じであるとか、そういうことが今回わかりましたという報告を受けた後でF A R S I T Eまわしてまわすってというのは何か、
0:53:59	なぜなんでしょうか。
0:54:02	職制はい同等以下であることを確認してます。念のためにちょっとな、しておこうとして、
0:54:10	おります。規制庁たりですね、F A R S I T E間の設定条件って、例えば所植生に関して言うと若井希衣とかそこに草入ってるかどうかののを保守的にも設定したやつでF A R S I T Eまわしてる気がしていて、
0:54:24	ただ今回、確認した条件ってというのがその中に包含されるんだったら、F A R S I T Eをまわし直すってというのが、何の条件を変えてまわし直してるかってのが理解しづらいなという気がするんですけどそのあたりの説明をお願いしますか。

0:54:39	単純にそうです保守的に評価してあるので、問題はないと思ってます。ごめんなさいちょっと社内的に念のため確認しておこうというものをごめんなさいご説明してしまったのでちょっと困難さ。
0:54:50	ファースト超えているんじゃないかみたいな条件があって、まわし直してるというふうにちょっと思われてしまったかもしれないですけど、
0:54:58	まず、シュウマイとかで堂々と説明するにあたって植生だけでちょっとご説明しきれるかちょっと思ったところ、もしあった次第で、一応し直してるっていうそういう状態です。植生としてはかなり減っていてですね。
0:55:11	問題ないレベルだと考えております。
0:55:14	社長館です。今のF A R S I T Eの話は、この設工認の審査の場合において何か説明しようとしてるのではなくて、植生が今までの条件のところで保守的な条件になってるっていう条件は変わってないことを確認して話としては済んでるんだけど、
0:55:29	現実的には、
0:55:32	当然保守側の条件になるんだけどその結果もF A R S I T Eでまわしてみてるんですかそういうことですかなんかちょっと理解しきれなかった僕は悪いんですけど。
0:55:41	その通りでございます。直接して問題ないことを確認した上で、
0:55:46	一応驚見はしておこうというところでまわしているだけです。はい。
0:55:53	長タジリです
0:55:55	なぜ下流側から絶えず回されてるという言葉がありましたすいません。で、状況はわかりました。はい。
0:56:02	社長わかりました。わかりました。規制庁コサクです
0:56:08	今の、
0:56:10	この資料だと設工認の断面でもその条件が非保守的には変わってませんっていうのは、余命ないんですけど、
0:56:21	どういうふうにされるおつもりなんですか。
0:56:42	調整お待ちください。
0:57:19	はい。日本原燃の蛭名です。そうですねおっきな変化があった時にはF A R S I T E回すっていう、それは、
0:57:27	まずその前に多分大きな変化がないっていうことを判断しなきゃいけないで、そこの部分が多分書かれていないということだと思いますんで、そちらについては、
0:57:38	ちょっと明らかにす面積が入ってくるので、ちょっとそこをどう表現するかというのを考えて、記載したいと思います。以上です。

0:57:48	規制庁草場ですあまり複雑なことを考えてなくてですね、今の明らかに少なくなっているというんだったらそれを少なくなっていると確認しましたと。
0:57:57	いうことを言えばよくて、
0:57:59	現状だと4ページ、下のところで、将来的なところで調査しますと宣言しているだけで今どうなんだよっていうのがわからないということなだけなんで、
0:58:10	その記載の拡充をお願いしますで、この点は補足だけじゃなくて添付の方でも、明確にさせていただきたいと思うのでよろしくをお願いします。
0:58:21	はい。日本原燃の守谷です。もしません。はい、かしこまりました。
0:58:28	はい、規制庁です。
0:58:30	ちょっとクリアにさせていただきたいというのがこの資料のコメントとして、あとちょっと細かい
0:58:37	今回8ページ目でいろいろ
0:58:40	植生データの設定方法とか書いていただいて、ちょっと、
0:58:44	すぐ回答できるかわからないんですが3段落目の植生調査はっていうところの森林冒頭森林調査簿っていうのがあって、この違いが調べてもわかんなくて、
0:58:55	すいませんけど教えていただきたいんですが。
0:59:01	日本原燃の齋藤でございます。ちょっとこちら確認が必要なんですけれども、
0:59:06	県とか、県で管理してるものとか、国の方で管理してるものとかそういうところで、こういう名称の違いが何か出てきたような気もしますが、
0:59:20	これ情報森林簿の森林調査も両方、審理計画図もですけど、を使って、調査しているは、調査してますので、
0:59:30	ちょっとそこ、確認いたします。すいません以上です。規制庁わかりました。ちょっと間違いが何なのかっていうのは調べても、
0:59:40	わかりませんでしたので、ちょっと、もう少し何なのかっていうことを少し、
0:59:46	追加いただければと思います。
0:59:50	あと13ページ名のところで、
0:59:56	F A R S I T Eの入力の設定結果をまとめて(3)のところなんですけど、基本のところは、こちら辺は
1:00:04	今回の設工認の
1:00:07	ところで、いろいろ案いうの環境条件との整合性等も、

1:00:11	議論があったのでそういうところは、今回しっかり、
1:00:14	書いていただきたいなと思った次第なんです、
1:00:17	そこら辺いかがですか。
1:00:21	日本原燃の齋藤でございます。もともとこの(3)のポツの記載は、そういった社内での検討もちょっと意識して書いてはいるものの、
1:00:34	ちょっと記載をさらに充実しないといけないというご指摘だと思いましたので、
1:00:41	ちょっと検討いたします。以上です。はい。村長そうですね案いうとの繋がりってというのはこの資料上どこも出てこなかったっていうのが、
1:00:50	やはり気になったところで今回あれだけ再評価になってしまうぐらいの、
1:00:56	影響もあったので、今後そういったことがないようにちゃんとた条文で整理されたものでも、ちょっと踏まえて設定しますということが、
1:01:06	まずは制限されていることが主重要だと思いますので、その辺の意識も含めよろしくをお願いします。
1:01:14	すいません荷揚げネシアですちょっと途中挟んですいません。1個前出てた森林簿と森林調査簿は、整理資料。
1:01:23	許可の整理資料を見ていただくと、青森県作成の者が森林簿森林監督署が作成するものが森林調査簿というので一応あの記録形式のパラメータの設定のところにその整理が書いてあります。以上です。
1:01:40	規制庁甲斐です。わかりました。確かにちょっと単語は幾つかヒットしましたのでまた確認しておきますありがとうございました。
1:01:49	うん。不足です。そうだろうなと思って聞いてはいたのですが、そういうことがわかるようにここも書いといたらいんじゃないですかね。
1:02:00	日本原燃の齋藤でございます。
1:02:03	追記いたします。以上です。
1:02:06	はい、社長課ですお願いしますというところ。
1:02:09	あと15ページ目。
1:02:12	2、
1:02:13	ここなんか、
1:02:14	風向の話が八戸とかむつの話がなくなったんですが、これは考察とかで使ってないから、
1:02:23	なくしたってそういう
1:02:28	日本原燃の齋藤でございます。おっしゃる通りです。これ、整理資料を我々ちょっと見返していく中で、このデータ自体を直接使ってるということではないということ踏まえて、

1:02:42	このようにちょっと修正しております。以上です。はい。規制庁大倉です。
1:02:47	こういうデータって広く調査しましたっていうことが前提でいろいろなデータを載せた上で、こういう条件のもと、こういう環境のもとでこういうデータを使っていますっていうような言い方をしています、
1:03:01	今後のことも考えるとやっぱり
1:03:04	これ、データを落とすよりはちゃんとデータを掲載しておいてもし特異な点等があれば、そういう考察をちゃんと
1:03:12	に含めていくっていうような意識が大事だと思うので、
1:03:16	なんかあまり取るべきじゃないような気がするんですが、その辺いかがですか。
1:03:24	日本原燃の齋藤でございます。
1:03:26	許可でしお示ししているDたの範囲を考慮すると、
1:03:33	今、設工認でむしろ詳細に展開、ご説明すると。
1:03:39	言っておきながらちょっとデータが減ってるっていうのは、確かにちょっと今違和感を持ちましたので、
1:03:44	データについては8の辺も含めて、記載する方向でちょっと検討したいと思います。以上です。はい、規制庁です。よろしくお願ひします。あとちょっと軽微な何ですかね、5ページ目とかで
1:03:56	どっか章のところの家が小さくなったりしているんですが、これ、固有名詞だから、家を大きく書くとかそういうルールじゃなかったでした。
1:04:06	日本原燃の齋藤でございます。こちらの決しての表記幽霊等ではなくて、我々観測上とか、
1:04:16	を書く際にはこういう六ヶ所という語句を使うということをちょっと確認して使っていますので、問題ないと考えてます。コサクですすいません。
1:04:27	岡さんあれですね六ヶ所地域気象観測所というワードが、固有名詞でその時の家は太文字というふうに聞いていたんですけどっていうことですね。はい。例えば14ページは、
1:04:42	ちゃんと手が大きくなっていて、
1:04:45	15ページは小さくなっていて、以前からその辺は、
1:04:49	担当固有名詞は、
1:04:51	ちゃんと固有名詞の通り書いてくださいというような、
1:04:54	ことで整理されていたと思った次第ですが、
1:04:58	日本原燃の蝦名です。すいません指摘されていて、答えられず申し訳ございませんおっしゃる通りで、既固有名詞の場合は、

1:05:09	それを換えちゃうのもどうだということで手はおっきいものになってるはずなので、ちょっともう一度見直させていただきます。失礼しました。規制庁です。はい。外来が02に関しては以上、私からは以上で、大きい観点として
1:05:26	森林調査とかですね、データを更新するときに、
1:05:29	どういうふうに施設購入のフェーズでどうするのか、今後どうするのかということのを少し整理いただきたいという、引き続きのコメントになりますので、お願いし、
1:05:39	岡規制庁側から確認等あります
1:05:46	うん。特にないようでしたら次が以下03。
1:05:49	はい。ですかね。
1:05:58	規制庁岡です。こちらも特に説明がないということで、少し確認させて、
1:06:03	聞きたいんですが、結構いろいろな再整理をされたところで、
1:06:07	3ページ目の、
1:06:10	2ポツの、
1:06:11	田巻。
1:06:13	一番下の行です。一番下の段落です。マターのところ。
1:06:17	火災となり得る敷地内に置かされる可搬型については、
1:06:23	国立農家さんに包絡されるっていうような整理になっているんですが、これは何。
1:06:31	という、
1:06:32	観点なんでしょうか。
1:06:50	少々お待ちください。
1:07:11	すいません。日本原燃の瀬川です。
1:07:14	ちょっと葛西チームが、
1:07:17	黙りなっちゃったので、ちょっと私が場つなぎで、
1:07:21	話をさせていただきますけれどもこの資料
1:07:24	火災下の選定ということなので私故障時、想像でしゃべりますよ。葛西元の選定ということなので、
1:07:32	その可搬型S Aの可搬型設備、
1:07:36	これ自体が火災下になるかどうかといった部分をこのまた書きの4行であらわしたかったのだろうというふうに推測します。
1:07:45	可搬型設備で、葛西元になるよなりうるようなものといえばそういう
1:07:53	油を抱えるような、ない、来年期間的なそんなものになろうかと思うんですけれども、

1:08:00	そういったものはですねちょっと、
1:08:03	ここの表現だけは言葉足らずなような気がしますけれども、まず可搬型設備を俯瞰していくときには、おそらく
1:08:10	ナイン内燃機関であるものは、油、多分抜いたまま、
1:08:14	交換してる、据えつけて置いてある場合がございますし、また、約建屋近傍やのに可搬型発電機ってのを組んで、
1:08:23	そういったものは油抜いてるはずで、さらにほかの可搬型設備についても、
1:08:30	こういった動的な機器っていうのは保管庫ないし、S Aが発生する建屋の中に保管するような運用にしていますので、
1:08:40	そや面自体はですね
1:08:42	河西元になることがないと。
1:08:44	というようなことを説明したかったものだと思いますが、
1:08:49	ちょっと説明が足りてないような感じもしますので、今私が申し上げたところの事実関係も、の確認も含めてですね記載を拡充させていただきます。以上です。
1:08:58	はい、静岡です今の説明でわかったんですが、航空機墜落火災に、の評価に包絡されるっていうこととは違うかなと思いましたので、
1:09:09	また、整理した上で、
1:09:11	説明を拡充いただければと思います。
1:09:17	あとは、7ページ目から能勢の結果で、
1:09:21	地下のタンクの
1:09:24	考え方が結構ぶれてるんじゃないかなと思っていて、フローチャートにも起因してるんじゃないかなと。
1:09:30	考えています7ページ目のMOX数加工建屋上から、
1:09:35	上から順番のその区分で二つ目、地下タンク貯蔵っていうのがあって、
1:09:40	これ地下式でBで、
1:09:42	東条さん、
1:09:44	選定されている。
1:09:45	で、最初に今の試薬建屋の地下タンク上層っていうのが、上から三つ目の区分のところであって、
1:09:55	これは屋外設置で
1:09:58	設定さ
1:10:01	例えば上野四方副所長ショーワ、南米屋内設置のところ、
1:10:08	抜けるんでしょうかっていうのが、
1:10:10	疑問なんですけど。

1:10:11	から順番に見ていくとまず屋外じゃないから、
1:10:16	置かないっていうふうに判断されるんじゃないかなと思うんですが、これなんで、
1:10:21	そこは抜けるんですか。
1:10:32	日本原燃のモリマツです。申し訳ませんちょっとここ、許可の時からちょっと整理になっているのでちょっと確認をさせていただいて
1:10:41	どのフローでどこに落とすか、多分許可のときのちょっと選定の仕方だと、多分試薬建屋、
1:10:49	ガー、屋内に入れる。
1:10:53	ちょっとごめんなさい。ちょっと許可の時の整理をちょっと確認した上でですねちょっと選定がちょっと異なっている部分については、ちょっと現状の考え方をしっかり記載させていただいて、
1:11:05	整理させていただきたいと思います。いずれにせよですねちょっと施設としては、その影響を与える火災にはならないものだと考えてますので、
1:11:15	ちょっとそこの考え方がですね、どうも合うように、ちょっと直していきたいと思います。はい、規制庁です。そこは確認いただいて再整理いただくということで。衛藤。
1:11:26	同じ7ページ目の三つ目の区分、エネルギー管理建屋の屋外地下タンク貯蔵所っていうのは、
1:11:33	これはどういう、
1:11:38	うん。機構というか、どういうふうに今な、なっているっていうことを、
1:11:42	考え、
1:11:43	設定されてるんでしょ。
1:11:55	表現イシハラでございます。今、
1:11:57	タンクの構造の話をご質問されました。いえ、規制庁からです。まず、
1:12:03	この地下の2屋外っていうところで、どういうふうに今置いていることを想定してるのかなというところが純粹に、
1:12:10	疑問に思った次第ですが、
1:12:13	日本原燃車でございますそういう意味でいくと
1:12:16	屋内って言ってるのが、今回燃料加工建屋の屋内化というので多分またしかマルバツをつけていただいて、燃料加工建屋には入ってなくてその地下に構造体が埋まっている状態と。
1:12:31	ということで、これ、確かですね。
1:12:35	あれです。でもそれは上ですね地下タンクだな。

1:12:42	エネルギー管理建屋を梶川の中に配管は繋がっているけどタンク自体は、屋外っていうか地下に埋まってる状態。
1:12:52	上は建屋という地面があるという構造体のやつは地下屋外地下タンクというふうに書いていたはずですよ。以上です。
1:13:00	はい。規制庁甲斐です。わかりました。先ほどのMOXでは建屋、
1:13:06	加工建屋とそれ以外っていう考え方っていうのは最初にも同じ考え方で、
1:13:13	書かれているとそういう理解でよろしいでしょうか。
1:13:29	日本原燃の齋藤でございます。基本的に同じ考え方で選定を行っているのですが、ちょっと考え方、考え方というか整理
1:13:41	の結果についてちょっと確認させてください。以上です。はい。規制庁向井です。その辺の考え方が、もう少し統一感持ってというところがちょっと印象があったので違和感があったので、
1:13:54	また、再整理した上で4ページ目の
1:13:59	今おっしゃったような、
1:14:01	加工建屋かどうかっていう観点で、屋外設備かどうかを見ているとかそういうところも、
1:14:07	少し書き下していただきたいなと思いましたが、また引き続き精査の方よろしくお願いします。
1:14:18	日本原燃齋藤でございます。承知いたしました。以上です。はい。規制庁角です。この資料に関してはあと他たちからはないんですが、規制庁側から確認事項等ありますでしょうか。
1:14:33	特にならなければ次、6階か06ですかね。
1:14:38	こちら説明等ありましたわらないという
1:14:43	認識ですが、
1:14:46	表現モリマツはい。こちらはい特に説明は不要かと思っております。はい、規制庁です。こちらいろいろとやってきた
1:14:55	今回いろいろまた、
1:14:57	記載の見直し等を行われたことは確認しております、5ページ目の、
1:15:03	3.2の説明が、
1:15:06	やっぱりここら辺がなんかちょっと、
1:15:10	ずっと読んでいて、入ってこないところが、
1:15:14	ありまして、
1:15:16	ですね記載の整理だけだと思うんですがあの施設はまず唐突に、
1:15:21	出てきているようなところとか、

1:15:24	その説明内容もどこからどこまでの説明がここで記載されてるのかとか、そういった観点で、
1:15:32	ちょっとわかりづらくなってしまっていて、今、こういう観点でこういう施設を、
1:15:39	抽出されました。こういう施設は、こういう子理由から、影響を与える恐れはありませんとか、そういう少し
1:15:50	ロジカルに説明してもらいたいなと思う。
1:15:53	私らなんですけどその辺ちょっと、
1:15:55	認識いかがでしょう。
1:16:00	はい。日本原燃のモリマツです。はい。そうですねこれどちらかと前の記載の方がよかったかなとちょっと思っていて、もともと
1:16:08	石油コンビナート等特別防災区域、
1:16:12	の施設というところでパイプラインとか中継ポンプ場とかありますねっていうのを述べた上で、それぞれこういうロジックで外しますみたいな流れに確か前はなっていたはずですよ。
1:16:24	それちょっとベースにちょっと修正していった中で、ちょっと多分あの修正を、何かいろいろしてる中で、ちょっとこういう形の方がいいんじゃないかっていうところで落ち着いてたと思うんですけど多分石油コンビナート等の特別区、組合の施設っていうふうにも宣言を入れてるので、
1:16:39	これが選ばれましたみたいなところの記載が抜けたんだと思うんですけども、
1:16:42	ちょっと図、ちょっと結構いろんな方に見てもらってちょっといろんな趣味が入っちゃって、ちょっと逆にわかりにくくなった部分についてもあると思うので、
1:16:51	ちょっとここは修正させていただきます。はい、規制庁そうですね私も比較しながら何でこういうふうにブルーのタイプにしたのかなとかそういうところが、
1:17:02	まずは疑問に思って読んでいくとやっぱりちょっと、
1:17:05	わかりづらくなったところがあったので、そういったところを少し整理していただきたいなと思った次第です。
1:17:12	この資料に関しては後、内容的には、聞いていた内容から、
1:17:16	変わりなかったのだから私からはないんですけど、
1:17:20	規制庁側から確認したいこと等ありますでしょうか。
1:17:26	特にないようでしたら次、売価 13、
1:17:29	お願いします。

1:17:31	はい。
1:17:34	13 に関するも特に、
1:17:38	なんていうことはないと思うんですが、今回は調査結果を、5 ページ目の第 3-2 表に追加いただいているというところで、
1:17:49	まずですね 3 ページ目の 2 ポツの維持管理のところ、ここ前回のヒアリングで、
1:17:58	防火対話 1 メートル量幅、
1:18:03	量はプラス 1 メートルとって、草刈とかの管理で、25 メートルっていうのはちゃんと
1:18:10	守りますよっていうような説明があったと思うんですが、
1:18:13	そういったことを、理事の前提ですね、まずはそういう前提があって、こういう日下、この
1:18:23	いろんな草取りとカーで管理していきますっていうことが必要なのかと思いますので、まずしっかり書いていただきたいんですがいかがですか。
1:18:36	日本原燃の齋藤でございます。維持管理においてそういったことが前提となつてということは記載、記載の充実いたします。以上です。
1:18:49	はい。成長下ですと、
1:18:53	4 ページ目の第 3-1 表と、5 ページ目の第 3-2 表の関係が、ちょっと今回、第 3-2 表のどれが、
1:19:04	第 3-1 表のどれに当てはまるのかなっていうところが、
1:19:08	あんまり明確じゃなかったのかなと思うんですが、
1:19:11	ここはね。
1:19:14	機器の区分でいいとか、書いてある対策の用紙の、今とか書いてあるこの、
1:19:22	等とか理由とか、これと、この三つ、三つの分けと、
1:19:29	4 ページ目の第 3-1 号の三つの分けが対応しているっていうような感じなんですか。
1:19:44	日本原燃の齋藤でございます。すいませんちょっと確認になってしまうかもしれないですが、第 3-1 表、
1:19:51	機器、設備機器への対応とあって、設備機器の例で、例示という形で、機器の
1:20:01	一般的な名称を記載していて、その次のページになると、
1:20:07	今度は、こちら調査の結果なんですけど、調査の結果として聞き、
1:20:13	また後名称が登場すると、どういように紐づけて、厳密に見ていけばいいかというのがちょっとわからないというご指摘でしょうか。は

	い。清町長そうですね。そういう意図で伺っています。どれが不燃性の設備。
1:20:27	機器なんだと、どれが可燃性なんだけど防火体内で。
1:20:31	のみ設置するのか動か対応ダンスするのかっていうそのわけでそれぞれせ対応方針を書いてあって、
1:20:38	第3-2表もそういうわけで、書かれたらいいんじゃないかなと。
1:20:43	思っていた次第なんですけど、今の和気第3-2表の訳っていうのは、何かに基づいているんでしょうか。
1:20:57	日本原燃のモリマツです。こちらはちょっと思いつく限りの並び方になってるという認識でございますので、前の表と整理をして、直させていただきます。
1:21:10	はい。規制庁加賀ですそっちの方がわかりやすいとかどういう方針をとるのかなというのが、ぱっと見、わかるので、そういうふうにしていただければと思います。
1:21:20	藤。
1:21:22	私からは、この資料に関しては以上なんですけど、規制庁側から何か気になった点等ありますでしょうか。
1:21:32	特にないようでしたら、外来から15と16、
1:21:37	等ありませんでした。17に行ってもらってよろしいでしょうか。
1:21:51	薬品タンクのところいろいろ拡充していただいたんですが、まずちょっと前提としてこれ3ページ目の1概要のところ、何かこの資料だけずっと再処理に特化したような、
1:22:03	ものですっていうふうに説明を受けて、いつもくるスケジュールなんか全部再処理だけになってるんですが、
1:22:10	これ自体は防火体の外側にあるものの消火活動とかに関係してくるような部分でもその対象だと思ってるんですが、
1:22:20	何ですって再処理過程なんでしょう。
1:22:34	与儀西原でございますはい。敷地全体に対する対応という意味ではおっしゃっていただけてる通りだと思います。
1:22:41	そこの関係含めて、対象は明確に整理をさせていただきたいと思います。もともとのこの資料を作った時の発端がちょっと、かなり
1:22:52	曖昧な感じで始まってしまったので、そこも含めてボックスが的なチェックが必要なものかどうかは確認をして判断したいと思います。以上です。はい、規制庁です。なんか薬品タンクだからといって最初のバーで説明あったんですけど、基本的にはその
1:23:07	火災活動に対して悪さしないようにっていう、

1:23:11	古藤を説明する資料でしたので、ちゃんと指針を踏まえたらMOXの方が、も含まれるんじゃないかなと思って伺った次第です。
1:23:21	また整理の方よろしくをお願いします。あと、これも再コメントというか、以前から伺ってるところなんですが、
1:23:29	これ本当に薬品タンクの影響だけでいいんでしょうかっていうところで、例えば窒息性ガスとか、消火活動の成立に、
1:23:39	影響を与えるようなものってほかにも、
1:23:43	いろいろあると思うんですが、そういったものは、ここの対象ではないんでしょうか。
1:24:00	日本原燃のモリマツです。薬品のやつについてすみませんちょっと今、ちょっと窒素ガスのやつもあるというふうにはちょっと伺ったので、ちょっと整理して、どこに配置されているか。
1:24:10	を確認して、
1:24:14	影響がないことを確認、ご説明させていただきたいと思います。はい、規制庁です。1回出していただいた後なんか取り下げられたっていう経緯があって、消火活動、あくまでもこの資料は、薬品タンクの説明をするんじゃないくて、
1:24:29	消火活動に影響のあるようなものを、成立に対して、何か妨害するようなものはないかというのを説明するような、その説明資料として、外部火災、
1:24:41	項目で見えていますので、そういう観点で、少し前広に抽出いただいて説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。
1:24:52	日本原燃のモリマツです。はい。今の観点を踏まえて消火活動に影響がないことという、影響がないっていう補足説明資料にちょっと
1:25:02	タイトルを直させていただいて、その観点でちょっと再整理させていただきます。
1:25:08	はい。規制庁羽田です。この資料に関しては私からは以上で、今日のメニューは全部これで終了かと思うんですが、
1:25:16	規制庁側からか、今までの資料も含め、何かコメント等ありますでしょうか。
1:25:30	特にないようでしたら原燃側から何か、
1:25:33	今のうちに確認しておきたいこと等ありますでしょうか。
1:25:40	日本原燃の蝦名です。すみません。確認ということではないんですけども、先ほどですねあれ数と早期の話が出た時にですね、
1:25:51	取材のみ塗装するというのを、こちらから回答させていただいて、取材のみであることを話しぐすということを、

1:26:01	結論になったかと思うんですが、ちょっと、
1:26:05	確認したところですねのため確認したところ、中塗り上塗りもですね、A I S 使う場合があるということなので、ちょっと訂正させていただきます。以上です。はい。規制庁佐田です。その辺はまたわかるように、そこ、
1:26:21	自分の資料の修正のところ、
1:26:23	反映いただければと思いますので、よろしくお願いします
1:26:28	はい。日本円のエピナで承知しました。
1:26:31	はい、規制庁からそこカーえっと、
1:26:36	両者とも確認内容でしたら、
1:26:39	振り返り、
1:26:40	をお願いします。
1:26:45	はい。日本原燃の蝦名です。振り返りが大量なんで主要なところからお話させていただきます。
1:26:54	まずはですね別紙 1、共通 00 のな方になりまして別紙 1 のところですね。
1:27:03	こちらで熱影響二次輻射の話がですね、二次輻射を考慮した記載なんですけど今、熱影響、
1:27:15	を考慮するみたいなのは、記載になってるのでちゃんと二次輻射を考慮したということがわかるように、二次複写というふうな文言を入れるような方法で、修正していきたいというふうに考えてございます。
1:27:28	あとですねこれは車について重ね着いたの、取り外し可能なということで今、業績方針の方に書いてるんですが、限定することになっちゃうんでそれは、
1:27:42	限定する方法ではなくて、そちらは添付の方にちゃんと
1:27:48	取り外せるというふうなことを書く方向で修正したいと思ってます。
1:27:53	あとですね、
1:27:56	これも対策のところなんですけども、前週の話ですね、これ何に対してというところがあって、とですね。
1:28:06	ここはですね、まずはちょっと最終的な結論として、説明の順番を変えることで、輻射を遮るように設置し、側面の全周に逃走するような、
1:28:19	何かそんなふうなちょっと順番変えることによって、誤解のないように、明確にわかるように記載すると、何に対してというのがわかるように、
1:28:28	記載するということかと思います。
1:28:31	本部は、ごめんなさい。発行は、

1:28:35	そうですね本部は、その程度で、今度添付ですねテンパ添付というか別紙4の方になりますが、別紙4-3のタイトルがですね、
1:28:46	全般修正されていないというところですのでそこらは修正させていただきます。あと、他の条文にも関係する部分で、設計を記載してですね評価が、
1:28:59	そのあと書いてあるところで非前段の設計を否定するというかそっから変えて、評価の方でやってる部分については、それが異なる。
1:29:10	る理由をちゃんと記載するというところですよ。
1:29:15	でですね、あとは、設計方針のところ、対象ごとに書き下す必要があって、日本語がですね東翼ないので、見直すということで、
1:29:29	例えば強度と距離を比較しているなど、ちょっと変なところがあるんでそこは見直したいと思っております。
1:29:35	あとはですね、
1:29:39	これもちょっと全般の話かと思うんですけども、式が出てくるとき、何でこれでいいのかという前提の部分は、記載するということで対応したいと思います。
1:29:51	あとは、
1:29:54	何か物性のところで、エチレングリコールの話があるんですがそこらが単純に名メーカーカタログよりっていうことでどんなものを使うか。
1:30:05	どういう考え方で、そのブッセンになってるかって結果わからないので、ちゃんと何ですか、設計に基づいた濃度。
1:30:15	の、
1:30:17	物性を使ってますということがわかるような記載にするというところですよ。
1:30:23	まずは共通00については、そういったところで、
1:30:30	何か今度、そ竜巻34仕様表の方ですけども、こちらの方は概ねよかったんですが、しゃーねツイッターですね、の耐火塗装の
1:30:42	モンモンあ、これ、こちらについての耐火塗装の部分についてちゃんと共通00の文言と合わせると、
1:30:50	いうものと、あとは構造図のところ、こういうものには、赤尾出ますというふうな、ちゃんと記載をします。
1:31:00	でさらに追加のところだけ、なお書きで書いてるんですけども、そのほかの部分の塗装の部分と厚さがなかったりとかっていうことで、平灰が合っていないのでそこらはちゃんと
1:31:13	追記するという形で修正したいと思います。
1:31:18	あとはですね外貨08の選定のところではですね、

1:31:25	こちら、まずは飛来物防護板の話で、二次複写の話を書いているんですがまずスタートが飛来物防護板になって、これも限定してるので、そうではなくてちゃんと二次複写の方から始めて、
1:31:40	その他、何かないかの限定させずに、ちゃんと二次放射の影響を考えるものというのを並べていくと。
1:31:49	あとは、機械的影響の施設が倒れる部分の使いはあったんですがそれはわかりやすいからいいんだけどそれ以外の波及影響の部分の使いを、
1:32:04	追記する形で修正したいと思います。
1:32:07	あとはですねベント管等、鋼材だから大丈夫っていうふうに言ってるんですがそういった理由が薄いので、ちゃんと
1:32:18	大丈夫な理由っていうのを、公財だからだけではなくてもうちょっと書き下すという修正をしたいと思います。
1:32:25	あと、表の中で、最初言った、最初壁厚5センチ以上っていうのは、乱暴すぎて根拠になってないので、
1:32:36	ちゃんとですねそこは、何ですか。金外せるという根拠を、になるような記載をするというふうに修正するというところが、
1:32:46	08です。
1:32:48	04は航空機落下火災のところはですね
1:32:53	まずはすいません参照する番号等で誤記等が多かったというところでこちらは全面的に見直させていただきます。
1:33:02	で、あとは概要のところ再処理とMOXのところ記載がないのでとにも、2ポツのところも含めて修正させていただきます。
1:33:13	あとは、
1:33:16	出典が抜けてるとかっていうのと、
1:33:20	あとはですね鋼材、
1:33:22	材の評価条件ですね、こちらがタイトル通り、条件と結果を分けて書くというところで、すね、あとはその中で1項みたいなものがあるんで、そこは弱軸協力が、
1:33:38	軸がどっちなのかっていうのがわかるように記載すると。
1:33:42	いうところですよ。
1:33:44	あとは、評価結果が今回、評価結果が添付側に行っちゃったので、その評価結果とリンクがとれるように、
1:33:57	記載を工夫するというところですね。

1:34:00	あとはボクサーの方に、これは言っとか後程伝えませんが、すみません154 ページとか曖昧なので図とかをつけるだとかあとフロアポイント、荷重条件を記載するというところです。
1:34:16	あとはですね車熱板の使用の話が6ミリとなっていて、古い情報ですのでこれ最新の情報に記載を、
1:34:27	合わせるというところです。
1:34:29	アートはですね。
1:34:33	あとは、
1:34:36	すみません座屈拘束ブレースの話もあってこれを6日、
1:34:41	が、地震のみの話なので書いていないということをちゃんと書き下すということで、修正したいと思います。
1:34:49	すみません、ちょっとまだ続きますが、概括14はコメントなしということで、こちらは引っくりしたいと思います。
1:34:59	外荷重許容温度の部分は、コメントがあってですねおっきめのところというと、まずは許容温度、
1:35:10	冷却水の許容温度ですね、こちらの方が、
1:35:14	何でこの温度で良いのかというふうな理由が記載されていないというところで、ちょっと主張めいたものになっちゃってるんでちゃんと、この温度って呼んだっていうところを記載すると。
1:35:26	あとは、一時的な温度上昇ということで、なってるんですが、こちらは外部火災が一時的なものであるのっていうふうな記載があるんですけども、
1:35:37	これは短期荷重なのか長期荷重なのかどちらかということなので、そちら、関連するところも記載も合わせて修正するというところで考えてございます。
1:35:48	あとはですねメーカー仕様と括っているものがあるんで、あるんですがそちらかけるものはちゃんと書いて、書けないものについても、
1:35:59	メーカー確認結果ということで、自分たちの設計として担保しているような記載にするというふうな修正が必要です。
1:36:08	あとはですね別添3のところ細かいところでいうと単位を記載することだとかですね、あとはAとA重油だけの記載としている。
1:36:20	理由の拡充とかですね、あとは、設定根拠のところ、これ何でこの説明が必要になったのかというふうなのがわかるように、
1:36:33	経緯等を整理してちゃんと記載するというふうな修正ポイントかと思えます。

1:36:41	で、外来 21 の放熱量の部分ですが、これは熱伝達係数の使い分けで固定しと変動値の使い分けの、
1:36:51	ちゃんと
1:36:53	記載、それを記載するということであとは広範囲で、線形補間してるときに、ちゃんと線形補間でいいんだっていうふうな妥当性、
1:37:05	ケアするというかちゃんと書くど。
1:37:08	あとは、これは確認事項ですが温度高くなって熱伝達率が小さくなるっていうところは、何となく一般的な時事で一般的な知識とかけ離れてるような感じがするのでそこはちゃんと確認、改めて確認する。
1:37:25	いうところですよ。
1:37:28	あとはですね外来 02 の森林火災、こちらはおっきなところはですね植生調査の結果で、設工認断面での、
1:37:38	どうだっていうふうなことを書くと、あと、今後どうするんだっていうことも、修正するというので、数であとは小さめの行にはなりますが 37 度のところでああいうを踏まえた記載にするというのと、
1:37:54	あとは気象データですね八戸のところ、消しちゃってるんですがいろんなデータを考慮して、結果としてこうなったっていうふうにするために、
1:38:04	八戸の記載をまたちゃんと記載するというので修正します。
1:38:10	あとはですね概括 03 の危険敷地内の記述の話ですが、こちらは危険物施設の地下タンクの記載でですね、
1:38:23	随分ばらつきがあると、統一がとれてないような感じがするので、許可の考え方も含めてもう一度、その記載のですね、妥当性というのを確認するというので、
1:38:35	最初の方のページにもうその考え方をちゃんと書き下すという修正をします。
1:38:41	で、ですね後は外だったら 06 ですが、近隣の産業施設のやつは、これちょっと今記載修正した結果逆に変になっちゃってるので、
1:38:51	前のものを、藤前のもののいいところはちゃんと残すようにして修正するというふうな作業です。
1:39:01	あとは、外貨 13 を下階の話ですが、これは今後ですね維持管理の選定になる。その 25 メートルの
1:39:11	内訳という考え方って、あっち。
1:39:15	次、すいません、伐採管理の話をしかりと書くということです。

1:39:21	あとはですね海外から 15 と 16 は、コメントなしということなので、こちら引っくりさしていただいて、外貨 17 薬品タンクですね、こちらはもともとは、
1:39:36	火災活動に悪さをしないという趣旨を踏まえ、なのでちゃんとMOXは今再処理だけになってるんですけどもモックも、
1:39:48	必要かどうかというのをちゃんと確認した上で入れるなら入れるという修正をします。
1:39:55	あとは、そういった趣旨を踏まえれば今のタイトルが適切ではない可能性がありますんでちょっとタイトルは修正して、もうちょっと大上段からのタイトルに直すと、例えばその火災活動、
1:40:09	に対する影響とかですね、そういった消火活動ですね、そういった修正をいたします。すみませんちょっと
1:40:17	主要なところはこんなところかなと思っております。以上です。
1:40:22	はい、規制庁です。概ね、出していただいたと思います。で、スケジュール感等はまた、こちらは再処理ですので、
1:40:31	何かスケジュールで今いえることがあれば、
1:40:36	お願いします。
1:40:40	すみません日本原燃の蛸名です。他ですね進め方とかとも関係しますし、こういった形で 00 の方が優先にはなるかと思うんですけども、
1:40:53	ちょっとそこはもう一度検討させていただいてスケジュールに反映したいと思います。以上です。はい。規制庁加賀です。では歩カー規制庁側減免側、確認事項等ないようでしたらこれでヒアリング終了になります。何かありますでしょうか。
1:41:12	特にないようでしたらこれでヒアリング終了にします。録音提出します。
1:41:17	これ様で、